

富士見公園再編整備基本計画（案）

— 緑・活気・憩い・ふれあいのある都心のオアシス・富士見公園 —

令和 年 月

川崎市

目次

第 1 章 計画策定の趣旨	4
1 背景と目的	4
2 対象範囲	5
3 計画の位置づけ	6
4 上位計画・関連計画等の整理	7
4-1 上位計画の整理	7
4-2 関連計画・方針の整理	10
5 社会状況の変化等	21
第 2 章 富士見公園の現状と課題	25
1 現況把握	25
1-1 立地特性	25
1-2 歴史・文化	25
1-3 防災	27
1-4 景観・緑化	28
1-5 施設と利用	30
2 課題	32
2-1 都心の総合公園としての機能回復	32
2-2 施設の更新・再整備の必要性	33
第 3 章 整備の基本的な考え方	35
1 将来像と整備目標	37
2 ゾーニング	38
2-1 ゾーニング	38
2-2 周辺施設との連携	40
3 整備の基本方針	41
3-1 環境形成の整備方針	45
3-2 景観形成の整備方針	48
3-3 動線等の整備方針	51
3-4 防災機能の整備方針	52
3-5 活用のための整備方針	53

第4章 各施設の整備計画	58
1 施設の配置と規模	59
2 建築物	62
2-1 想定する建築物	62
2-2 都市公園条例に定める建蔽率の見直し	64
3 各施設の整備計画	65
3-1 エントランス広場	65
3-2 パークセンター	67
3-3 プロムナード	68
3-4 東側広場	69
3-5 芝生広場	69
3-6 インクルーシブな遊びの広場	70
3-7 農と自然を体感する広場	71
3-8 アメニティ施設	72
3-9 多目的広場	72
3-10 富士見球場	73
3-11 川崎富士見球技場及び周辺	73
3-12 かわQホール	73
3-13 ボール遊びコーナー	73
3-14 クラブハウス	74
3-15 テニスコート及び周辺	74
3-16 相撲場	74
3-17 駐車場	75
3-18 その他	76
第5章 将来像の実現に向けて	77
1 整備イメージと利活用	77
2 各ゾーンの利活用	77
2-1 交流の場となるエントランスゾーン・プロムナード	77
2-2 緑豊かなスポーツ・活動ゾーン	78
2-3 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン	78
2-4 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン	79

第 6 章 再編整備の進め方	80
1 基本的な考え方	80
1-1 これまでの検討	80
2 再編整備の考え方	81
2-1 事業手法の検討	81
2-2 事業手法の決定	82
2-3 事業の構成	82
2-4 管理運営の考え方	83
3 事業スケジュール	84

第1章 計画策定の趣旨

1 背景と目的

富士見公園は、昭和 11（1936）年に都市計画決定し、昭和 15（1940）年に供用開始された本市で最初に誕生した都市公園であり、野球場、テニスコート等の運動施設や、駐車場や遊具、広場の整備等を行い、古くから市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として親しまれてきました。

一方、富士見公園は公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化が求められています。

これらの課題を解決するため、本市では、令和 2（2020）年 2 月に富士見公園を含む周辺地区を対象に「富士見周辺地区整備推進計画」を策定し、課題解決に向けた整備を推進してきました。そして、富士見公園の再編整備に向けた基本的な考え方や、具体的な整備内容、整備の進め方等について明らかにすることを目的として、富士見公園再編整備基本計画（以下、「本計画」という。）を定めます。

なお、再編整備にあたっては、民間活用（川崎版 PPP）推進方針（令和 2（2020）年）やパークマネジメント推進方針（令和 3（2021）年）に基づき、民間活力の導入を視野に入れ、民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした再編整備を進めていきます。



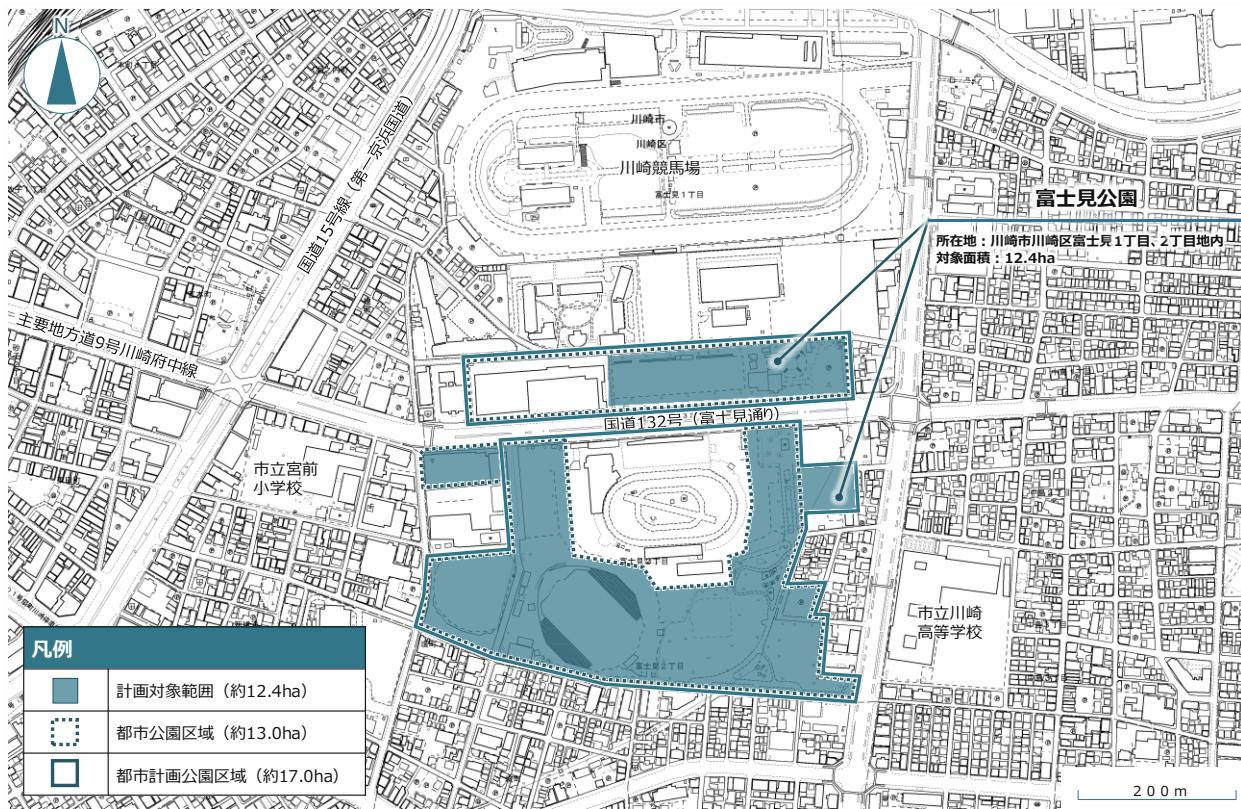
富士見公園の現況

2 対象範囲

本計画の対象範囲は、都市公園区域から既に整備を終えたスポーツ・文化総合センター（カルツツかわさき）を除き、富士見中学校の暫定グラウンドとして使用してきた労働会館南側民有地を含めた約 12.4ha（下図参照）とします。なお、競輪場については川崎競輪場再整備基本計画に基づき第1段階のコンパクト化整備が完了していることから、対象には含めていません。

富士見公園の概要

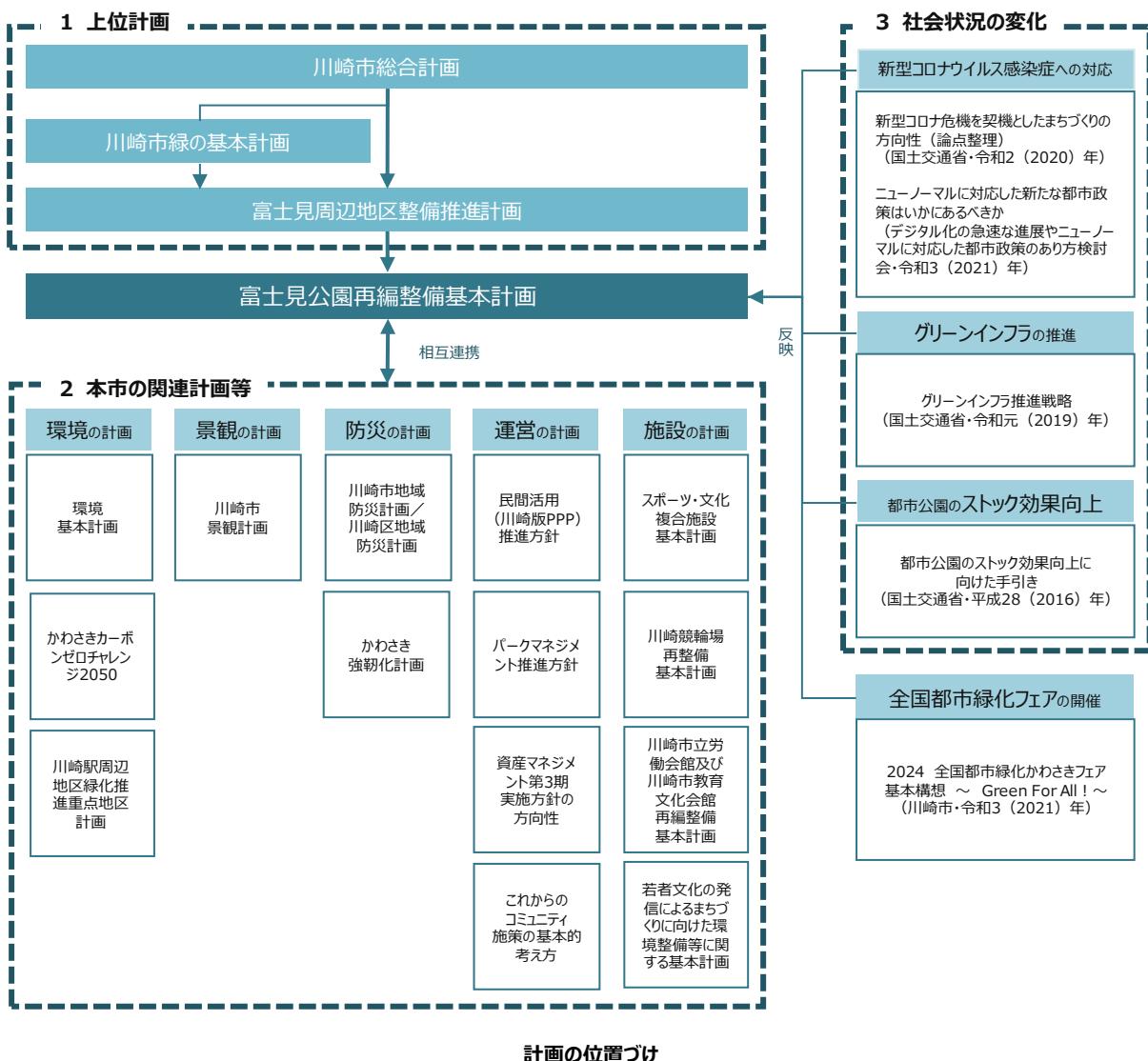
公園名称	富士見公園
公園種別	総合公園
所在地	川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目地内
計画対象面積	12.4ha（都市計画決定面積：約 17ha、都市公園面積：約 13ha）
設置年月日	昭和 15（1935）年 5 月 1 日
都市計画法上の規制等	用途地域：商業地域 ／ 建蔽率：80% ／ 容積率：200%
公園施設の設置基準	建蔽率：2%+10%（休養施設・運動施設・教養施設等）
防災機能	広域避難場所



計画対象範囲図

3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である本市の都市像や基本目標、基本政策を定めた「川崎市総合計画」や、本市の緑地の保全や緑化の推進等について定めた「川崎市緑の基本計画」、富士見公園の整備の方向性が定められた「富士見周辺地区整備推進計画」などを踏まえるとともに、環境、景観、防災、運営、施設の各視点から、本市の14の関連計画との整合に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会状況の変化等を考慮し、構築していきます。



4 上位計画・関連計画等の整理

4-1 上位計画の整理

(1) 川崎市緑の基本計画（川崎市・平成 30（2018）年）

本市では、平成 7（1995）年 10 月に「川崎市緑の基本計画（かわさき緑の 30 プラン）」を策定し、平成 20（2008）年 3 月には変化する社会状況等に的確に対応するため「川崎市緑の基本計画」を改定しています。そして、これまでに進めてきた市民協働による緑の創出・保全などの取組を踏まえながら、市民や民間企業等多様な主体との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指し、「川崎市緑の基本計画」を平成 30（2018）年 3 月に改定しました。

当該計画では、「多様な機能を備えたみどり拠点による活き活きとした都市形成」の中で、総合公園の位置づけを記載している他、「公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」において総合公園の役割を記載しています。また、区別方針の川崎区では、富士見公園に求める機能として、「富士見公園の再整備と防災機能の強化」及び「富士見公園を拠点としたまちづくりの展開」を掲げています。

多様な機能を備えたみどり拠点による活き活きとした都市形成

総合公園等

- ・大規模な公園等は、市域における緑と水のネットワークを形成する上で重要であり、広域的結節拠点として位置付けます。

公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

総合公園

- ・民間活力を活用した、既往の考え方とらわれない柔軟な発想・手法により、公園を核としたまちづくりを進めます。
- ・市民のみならず、他都市からの利用も視野に入れ、大規模公園としての魅力ある多様な機能を高めます。

区別方針 - 川崎区

富士見公園の再整備と防災機能の強化

- ・都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。
- ・復旧・復興段階における物資の供給や救援活動の拠点となっていることから、防災機能の強化に資する整備を推進します。

富士見公園を拠点としたまちづくりの展開

- ・民間企業及びまちづくりの取組を担う組織・団体と連携して、まちの賑わい創出に寄与する公園として、富士見公園の整備・管理運営・活用を進めています。

川崎市緑の基本計画における富士見公園に関する主な記載事項

(2) 富士見周辺地区整備推進計画（川崎市・令和2（2020）年）

本市では、富士見周辺地区の課題解決に向けた具体的な道筋を示すものとして平成20（2008）年3月に「富士見周辺地区整備基本計画」をとりまとめました。

その後、平成22（2010）年3月に「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）」、平成23（2011）年3月に「富士見周辺地区整備実施計画」、平成30（2018）年3月に「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」をとりまとめ、これまでの「富士見周辺地区整備基本計画」～「富士見周辺地区整備実施計画」までの内容を統合・再整理するとともに、今後の再編整備の方針と概ね10年のスケジュール等について、「富士見周辺地区整備推進計画」（以下、「推進計画」という。）として策定しました。

当該計画では、整備目標として、「富士見公園の再生」、「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」を定めており、これらの目標を達成するための基本的な考え方、整備方針等を位置づけています。

整備推進の基本的な考え方

将来像 緑、活気、憩い、ふれあいのある、
都心のオアシス・富士見公園

【整備目標①】富士見公園の再生
【整備目標②】スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

～整備の基本方針～

<整備方針>

- 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出を図る。
- 海への軸・多摩川への軸をつなぐ緑の拠点にふさわしい景観の創出を図るとともに、地域全体の回遊性の確保にも配慮した一帯的な空間の創出を図る。
- 開放的で緑豊かな空間の創出を図る。
- 快適に散策できる、回遊性の高い歩行空間の創出を図る。
- 可能な限り公園区域を拡大し、安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出を図り、公園機能の向上に努める。
- 施設と公園とが一体となった、賑やい機能の創出を図る。

<富士見公園の再生に向けたゾーニングの考え方>

- 交流の場となるエントランスゾーン
- 緑豊かなスポーツ活動ゾーン
- 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン
- 活気あふれるレジャー・多目的ゾーン
- 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン
- 海への軸、多摩川への軸



富士見周辺地区整備推進計画における整備推進の基本的な考え方

■計画対象地域の整備の進め方

1 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出

老朽化した市民利用施設等公共施設の再整備やコンパクト化、多目的化等により、富士見公園の拠点性にふさわしい多様な機能の充実を図るとともに、緑地・広場の確保など、公園としての本来の機能の増進を図り、市民が憩い、活動できる空間として、エントランスゾーンをはじめとする緑地・広場の整備を推進します。

2 緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出

「緑の基本計画」における、多様な機能を備えたみどり拠点としての緑の核を形成するため、新たな広場の確保や施設の整備と合わせた良好な緑の空間を創出し、都心における総合公園として魅力ある一体的な空間を創出するとともに、量感のあるまとまった緑の導入や緑の拠点にふさわしい景観の整備を推進します。

3 開放的で緑豊かな空間の創出

公園利用者や周辺住民にとってオープンで開放性のある緑豊かな公園として、多くの市民が集い、文化、スポーツ、レクリエーション等による交流を通じて、多世代の人々がふれあえる活気あふれる活動の拠点形成に向けた整備を推進します。

4 回遊性の高い歩行空間の創出

公園としての本来の機能の増進を図り、広場空間と施設が一体となって、快適な歩行空間となるプロムナードなどの歩行者動線を計画的に配置し、公園としてのまとまりや回遊性を確保した静かで落ち着いた散策空間の整備を推進します。

5 安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出

緑のオープンスペースによる多様な機能を活用し、防犯やバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に配慮した安全・安心な誰でも利用できる日常生活における憩いの場としての機能を充実するとともに、大規模な公園における防災機能に着目し、地域防災計画等の位置づけを踏まえながら、災害時の避難場所として周辺施設と連携した、防災機能を向上させた公園の整備を推進します。

6 脳わい機能の創出と効率的・効果的な管理運営

充実した緑地・広場の整備や市民利用施設等公共施設の連携活用により、様々な活動・イベントに対応できる場の確保やカフェ等の飲食サービスの場の充実など、高齢者から子どもまで幅広い年齢層が利用しやすい脳わいのある公園空間の整備を推進します。また、都市公園を一層柔軟に使いこなすため、民間活力の導入(施設の設置管理許可制度の活用や公募設置管理制度の導入、公園への一体的な指定管理者制度の導入など)を積極的に進め、脳わい機会を効果的に創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営をめざします。

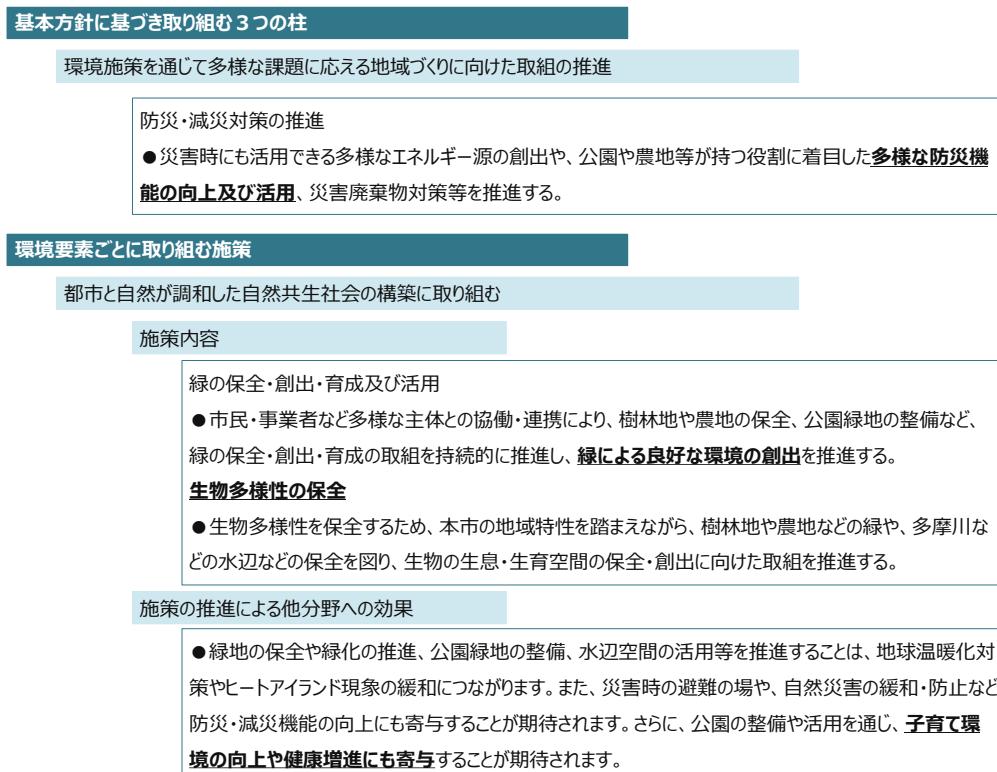
計画対象地域の整備の進め方

4-2 関連計画・方針の整理

(1) 川崎市環境基本計画（川崎市・令和3（2021）年）

本市では、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、環境行政の基本指針である「川崎市環境基本計画」に基づき取組を進めているところですが、環境行政を取り巻く状況は、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、少子高齢化や人口減少等、大きく変化しています。こうした社会状況の変化等に的確に対応し、持続可能なまちづくりを一層推進するため、令和3（2021）年2月に改定しました。

当該計画では、基本方針に基づき取り組む3つの柱の一つとして、「環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進」を掲げており、公園については多様な防災機能の向上及び活用について記載しています。また、「都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む」施策として、公園緑地の整備など緑による良好な環境の創出を推進することや、地域特性を踏まえながら生き物の生息・生育空間の保全・創出に向けた取組を推進することを位置づけており、加えて、施策の推進による他分野への効果として、公園の整備や活用を通じ、子育て環境の向上や健康増進にも寄与することへの期待を示しています。



(2) 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針（川崎市・平成31（2019）年）

「持続可能な開発目標（SDGs）」の課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、本市の持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があります。そこで、平成31（2019）年2月にSDGs推進に関する基本的な方針として「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定しました。

当該方針の「政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす」の項目では、魅力ある公園緑地等の整備を掲げています。

緑と水の豊かな環境をつくりだす

魅力ある公園緑地等の整備

- 公園や地域の特色を活かしたテーマ性のある公園緑地づくりの推進
- 周辺のまちづくりと連携した大規模公園緑地の整備推進
- 予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進



川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針における主な関連箇所

※当該計画は、令和3（2021）年8月に川崎市総合計画に統合されました。

（3）かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050（川崎市・令和2（2020）年）

本市では、令和元年東日本台風（台風第19号）において甚大な被害が発生するなど差し迫った課題があり、気候変動の影響を抑えるには令和32（2050）年の二酸化炭素排出実質ゼロの達成が必要となります。そこで、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けて気候変動問題が差し迫った課題であることを市民・事業者と認識を共有し、地球温暖化対策の取組を加速化させ、具体的な取組を実践するために、「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050）」を策定しました。

当該戦略における、「その他の取組例」において、「協働の取組による緑の保全・創出・育成及び活用」として公園緑地において推進すべき内容を記載しています。

その他の取組例

協働の取組による緑の保全・創出・育成及び活用

- 緑の基本計画に基づき、市民・事業者など多様な主体との協働・連携により、緑の保全・創出・育成の取組を継続的に推進し、緑による良好な環境の創出を推進
- 公園緑地の再整備等を契機とし、脱炭素化に向けたチャレンジを促進
- 生物多様性かわさき戦略に基づき、本市の地域特性を踏まえながら、生物の生息生育空間の保全・創出に向けた取組を推進



かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050 における主な関連箇所

(4) 川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画（川崎市・令和3（2021）年）

緑化推進重点地区は、都市の顔となる地区として、現在8地区を指定しています。これらの地区では、住民・事業者が参加する検討会で検討を行い、計画を策定し、街路樹の植栽や公園の再整備などとともに、民有地緑化の推進や緑化の普及啓発などの事業展開を図っています。

市内に8箇所設けている緑化推進重点地区のうち、川崎駅周辺地区については、平成15（2003）年に緑化推進重点地区計画を策定し、計画に沿って事業を実施してきましたが、当初の計画策定から15年以上が経過していることを踏まえ、当該地区におけるみどりの現況を改めて調査・検証し、市民・企業・行政の協働による緑化の更なる推進に向けて、令和3（2021）年3月に計画を改定しました。

当該計画では、3つの基本方針を定めており、リーディング事業として、4つの取組を富士見公園に位置づけています。

基本方針

（1）みどりが人と人をつなぎ、多様性を感じられるまちづくり

みどりに関する活動等を通じて、市民、企業、行政が地域や立場を超えて交流し、多様性を感じられるまちづくりを目指します。

（2）みどりが骨格となり、歴史・未来を感じられるまちづくり

歴史ある景観や新しい街並みをみどりの散策路でつなげるなど、みどりを骨格とした歴史・未来を感じられるまちづくりを目指します。

（3）みどりと人がつながり、持続可能な社会形成を実現するまちづくり

みどりが持つ多様な機能を活用し、みどりと人がつながり、持続可能な社会形成を実現するまちづくりを目指します。

リーディング事業

富士見公園の再整備（行政取組）

暑熱対策に寄与するシンボルツリー等の植栽（行政取組）

公園緑地等における多目的なスペースの設置（協働取組）

みどりの拠点となる公園等における美化や樹木の植替え等の推進（協働取組）

川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画における主な関連箇所

(5) 川崎市景観計画（川崎市・平成30（2018）年）

本市では、平成6（1994）年に都市景観条例を制定し、景観形成のマスタープランとして平成19（2007）年に「川崎市景観計画」を策定しました。また、これまでの景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進するため、地域の個性を活かす、時代の変化に対応する、質をマネジメントするという3つの視点に基づき、平成30（2018）年12月に「川崎市景観計画」を改定しました。

当該計画では、本市の景観の特徴として大規模な公園・緑地を景観形成の重要な要素として位置づけており、また、公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方や、川崎駅周辺地区において目指す景観形成の方向性について記載しています。

大規模な公園・緑地

市内には、自然地形や地域の植生を活かした生田緑地などの自然を楽しむ公園があり、自然の緑を活かしつつ野球場等を整備した富士見公園などの大規模な公園もあります。こうした大規模公園は、市民だけでなく市外からも人が集まりスポーツやレクリエーション活動を日常的に楽しむ姿が見られます。

公共施設の整備における景観形成に関する事項

・市街地の緑化推進と緑地の適切な保全・管理

市街地における緑化の推進を図るため、公共施設では積極的な緑化に努めます。

・景観形成の先導的役割を果たす公共建築物の整備

都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、周辺景観との調和に十分配慮した魅力的なデザインとするよう努めます。

・公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出

拠点地区等で賑わいの創出が求められる地区においては、公共空間を活用した多様で魅力的な賑わい景観の創出に努めています。

川崎市景観計画における主な関連箇所

(6) 川崎市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）・川崎区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編・都市災害編）（川崎市防災会議）

本市では、災害対策基本法（昭和 36（1961）年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、地域の防災を定める計画として、震災対策編（令和元（2019）年度修正）、風水害対策編（令和 2（2020）年度修正）、都市災害対策編（平成 26（2014）年度修正）を位置づけています。また、富士見公園の位置する川崎区では、「川崎区地域防災計画」を作成・改訂しており、川崎市地域防災計画と同様に震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編を位置づけています。これらの計画において、広域避難場所に富士見公園一帯を指定しており、公園内の施設では、消防機関の活動拠点に川崎富士見球技場及び周辺と富士見球場、津波避難場所に川崎富士見球技場を指定しています。

広域避難場所等の指定

広域避難場所

関連対象地：富士見公園一帯

未震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等。

地域防災拠点

関連対象地：富士見中学校

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとします。

消防機関の活動拠点

関連対象地：川崎富士見球技場及び周辺、富士見球場

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿営地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。なお、消防総合訓練場は、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整えます。

区センター設置

関連候補地：教育文化会館、労働会館

（1）市は、市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行います。
（2）市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、市社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行います。また、区センターを必要な区に設置します。

津波避難場所

関連対象地：川崎競輪場、川崎富士見球技場、教育文化会館

川崎区内にある津波浸水予測区域外の広域避難場所。

遺体安置所

関連対象地：川崎市スポーツ・文化総合センター

川崎区の遺体安置所は、次の場所を指定します。なお、必要に応じて、他の施設等を確保します。

川崎市地域防災計画・川崎区地域防災計画における主な関連箇所

(7) かわさき強靭化計画（川崎市・令和3（2021）年）

今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証した上で、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、「かわさき強靭化計画」を策定しました。

当該計画の基本的な考え方の施設分野において、都市・インフラとして「公園・街路」という項目を位置づけている他、第5章の「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」における4つのリスクシナリオにおいて、取り組むべき主な事業の1つとして、公園緑地の整備を位置づけています。

計画の基本的な考え方

施設分野

都市・インフラ

密集市街地／公園・街路／帰宅困難者／文化財／仮設住宅／老朽化対策

川崎市の健康診断（脆弱性評価）

リスクシナリオ：1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における**大規模火災**による死傷者の発生

リスクシナリオ：2-2 消防の被災等による**救助・救急活動等**の絶対的不足

リスクシナリオ：3-1 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下

リスクシナリオ：7-1 地震に伴う市街地の**大規模火災**の発生による死傷者の発生

取り組むべき主な事業：【重点】公園緑地の整備

かわさき強靭化計画における主な関連箇所

(8) 民間活用（川崎版PPP）推進方針（川崎市・令和2（2020）年）

市民サービスの提供等における本市が目指す民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に、令和2（2020）年に民間活用（川崎版PPP）推進方針を策定しました。

当該方針は、本市の総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方を示すものです。

特に、今後の民間との連携に向けて必要な視点では、「多様な主体との連携による取組推進」、「資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用」を掲げている他、「本市の民間活用にあたっての基本姿勢」では、本市と民間が、「公共」を共に担い、共に創り上げていく方向性を示しています。

今後の民間との連携に向けて必要な視点

«視点①» 多様な主体との連携による取組推進

様々な主体との連携により、**地域課題の解決や豊かな市民生活の実現**をめざす

«視点②» 資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用

- 民間ならではの発想・アイデアにより**既存施設の多目的化や複合化**を図り、市民サービスの向上と財政負担の抑制を実現する
- 民間ならではの発想・アイデアにより公有財産そのものを**まちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用**する

本市の民間活用にあたっての基本姿勢

● 民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、“**効率的・効果的な市民サービスの提供**”と“**そのサービスの質の向上**”につなげる。

● 本市が率先して民間をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識し、本市と民間が、「**公共**」と共に担い、共に創り上げていく。

民間活用（川崎版PPP）推進方針における主な関連箇所

(9) パークマネジメント推進方針（川崎市・令和3（2021）年）

本市では、あらゆる主体がそれぞれの強みを活かして効果的に連携しながら、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営の仕組みの構築に向けて取り組んでいくことで、公園緑地の持つポテンシャルや多機能性を引き出し、公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図るため、令和3（2021）年3月に「パークマネジメント推進方針」を策定しました。

当該方針では、富士見公園など大規模公園の「包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用」や、「運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上」について定めています。

包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用

公園緑地及び公園緑地内施設の一体的な管理運営手法の導入

大規模公園緑地（富士見公園、等々力緑地など）において、公園緑地及び公園緑地内の複数の施設（運動、教養、文化施設など）の**一体的な管理運営手法の導入**により、**公園緑地及び各施設の連携強化**による**管理運営の効率化**を進めます。

運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上

運動・便益施設等の公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和

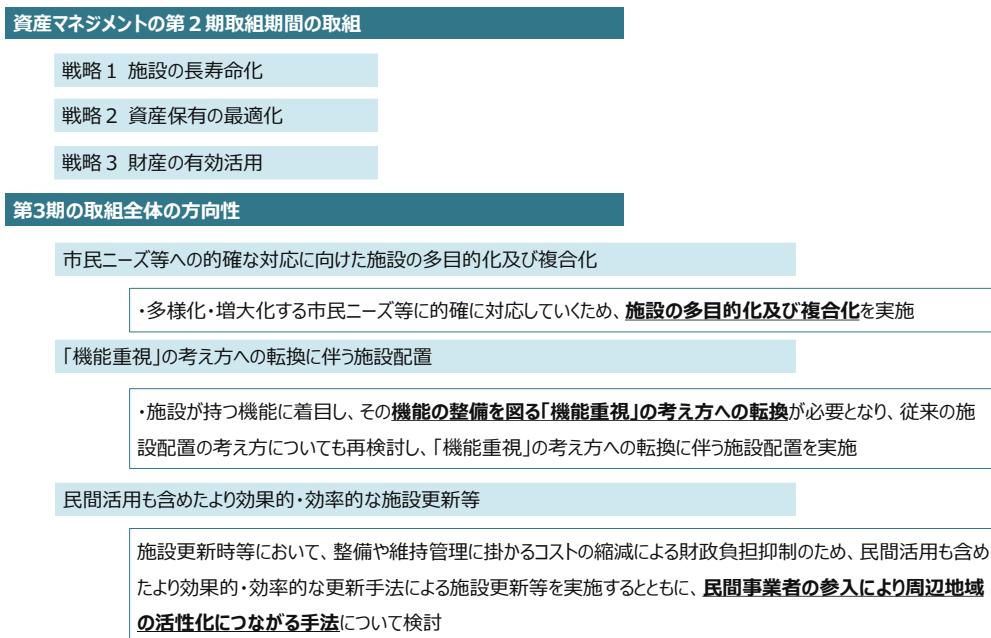
公園緑地の機能や魅力の向上に向けて、大規模公園（富士見公園、等々力緑地など）などの再整備において、公園緑地の立地特性や特色等を踏まえて、便益施設等の設置による**収益性の確保・向上**とその収益の公園緑地への還元による**財政負担の軽減**を図るため、必要に応じて条例改正等、公園施設として設けられる建築物（運動、便益施設など）の**建築面積の基準緩和**を検討します。

パークマネジメント推進方針における主な関連箇所

(10) 資産マネジメント第3期実施方針の方向性（川崎市・令和3（2021）年）

「かわさき資産マネジメントカルテ」では、現在の第2期（平成26（2014）年度から令和3（2021）年度）は、「戦略1 施設の長寿命化」の重点的取組期間としていますが、今後の人口減少への転換、厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に踏まえると、資産保有の最適化への重点的な取組が必要であることから、第2期取組期間における取組の検証も踏まえ、第3期実施方針の方向性を策定しました。

当該実施方針の方向性では、「市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化」や、「機能重視の考え方への転換に伴う施設配置」、「民間活用も含めたより効果的・効率的な施設更新等」を掲げています。



資産マネジメント第3期実施方針の方向性における主な関連箇所

(11) これからのコミュニティ施策の基本的考え方（川崎市・平成31（2019）年）

本市では、平成28（2016）年度に設置した「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」から、参加と協働による地域課題の解決の「新たなしきみ」が必要とする提言を受け、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について、平成29（2017）年度から2年間かけて検討し、平成31（2019）年3月に策定しました。

当該考え方では、『「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成』を基本理念とした上で、次の図に示す3つの「今後の方向性」を示しています。

基本理念 「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成

市民自治と多様な価値観を前提とし、様々な主体の出会いとその相互作用によって、新たな価値を生み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗り越え、その具体的な解決を導く「市民創発」へのパラダイムシフトにより多様なつながり（ソーシャルキャピタル）や居場所を創出しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摶の進んだ持続可能な都市型コミュニティを目指すという将来像を「希望のシナリオ」として掲げ、その実現に向け、総合的に施策を展開していきます。

今後の方向性

多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成や豊かな市民社会に向けた環境づくり

循環プロセスを通じて人々の組織の間の信頼が育まれることにより、誰もがその存在と尊厳が認められ、社会的包摶の進んだ、市民創発型の豊かな市民社会に向けた環境づくりを行っていきます。

超高齢社会に対応する地域コミュニティとその後を見据えた取組の展開

日常生活を不便なく営み、孤独にならないよう趣味やボランティア活動等の社会的居場所があり、健康的に歩いて暮らせ、介護が必要になっても住み続けられることに加え、ケアに携わる側から見た課題等に対応できるコミュニティづくりを地域包括ケアシステム構築に向けた取組と一緒に推進します。さらには、子育てや環境・防災面での課題等を地域で解決する取り組みを推進します。

川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の推進

様々な地域固有の資源を発掘し、その再評価と地域診断の作業を進めるとともに、公共施設などに関する考え方の再整理も行いつつ、地区カルテとしての整理、情報共有を進めます。

これからのコミュニティ施策の基本的考え方における主な関連箇所

(12) スポーツ・文化複合施設基本計画（川崎市・平成 23（2011）年）

スポーツ・文化総合センターの整備に先立って、富士見周辺地区整備と連携しながら、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図ることを目的として、富士見周辺地区に建設するスポーツ・文化総合センターを整備するために策定しました。

当該計画では、施設整備の課題として、「富士見公園の再生への寄与」を取り上げており、こうした課題解決の方向性として、「富士見公園の魅力を高め、最大限に活かすために、周辺市民利用施設や川崎区役所等の再編整備の取組を踏まえた施設整備」を掲げています。

なお、スポーツ・文化総合センターは、当該計画に基づき、PFI 方式により、平成 29（2017）年 6 月に建設され、同年 10 月に開館し、現在もスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として富士見公園の再生に寄与しています。

施設整備の課題

富士見公園の再生への寄与

- スポーツ・文化複合施設の整備に当たっては、市民の利便性の向上や安全性の確保に努めるとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能を強化することにより、都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生に寄与することが求められています。

課題解決の方向性

富士見公園の魅力を高め、最大限に活かすために、周辺市民利用施設や川崎区役所等の再編整備の取組を踏まえた施設整備を図ります。

- 富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成を行い、富士見公園の一体性や周辺の施設・緑地・広場との連携や回遊性に配慮した施設とします。
- 富士見公園内に立地する公園施設として、日影等に配慮するなど周辺環境との調和を図ります。

スポーツ・文化複合施設基本計画における主な関連箇所

(13) 川崎競輪場再整備基本計画（川崎市・平成 22（2010）年）

本市では、「富士見周辺地区整備基本計画」及び「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方(改訂版)」の内容を踏まえ、川崎競輪場の再整備の基本的な考え方を示し、計画的な整備を推進することにより、今後も競輪事業の役割である地域社会及び本市財政への貢献を引き続き行い、かつ、富士見周辺地区の再生に寄与するため、パブリックコメント手続を通して市民や関係団体等の方々から幅広く意見を伺った結果を反映し、平成 22（2010）年に「川崎競輪場再整備基本計画」を策定しました。

当該計画では、「公園との一体感を感じられる空間づくり」のために、5つの内容を定めています。

なお、当該計画に基づき、平成 25（2013）年度に西スタンド、屋外ステージ、選手管理棟の整備、平成 30（2018）年度に新入場門棟及び外構を整備し、第 1 段階のコンパクト化を完了しています。その後、令和 2（2020）年度までにメインスタンド 3 階内装改修とバックスタンドの改修、自転車ケース置場の建築を行いました。

競輪場再整備(第1段階のコンパクト化)の基本方針

公園との一体感を感じられる空間づくり

- ① 公園と調和した市民が入りやすい環境づくり
- ② 市民と競輪ファンが楽しめる施設づくり
- ③ 市民開放・市民利用の推進
- ④ スポーツ・健康増進エリアとしての施設づくり
- ⑤ 公園の防災機能充実に向けた貢献

川崎競輪場再整備基本計画における主な関連箇所

(14) 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画（川崎市・令和 3（2021）年）

川崎市教育文化会館の老朽化等のため、川崎市立労働会館を改修して、教育文化会館を労働会館内に移転させる取組を進めています。

平成 31（2019）年 3 月に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を、令和 3（2021）年 1 月には、「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定し、令和 6（2024）年度中に新しい施設の供用を開始する予定となっています。

当該計画では、富士見公園に隣接する立地特性を踏まえた緑化や木質化を推進することにより、公園のみどりと共生することができる施設整備を目指すこととしています。

基本構想策定後の社会状況の変化等を踏まえた課題の整理

富士見公園再編整備との連携

公園との調和を図りながら、**公園との連続性や一体感を持たせた施設**となるよう検討します。

施設整備の考え方

●再編整備後の施設では、誰もが安全・安心で気軽に出入りでき、色々な居場所があって、使う人によって使い方が変わるだけでなく、建物の内外で木とのつながり等を感じさせ、**環境や富士見公園のみどりとの共生**を図るために、「木のうろ」のような施設となることをイメージして施設整備を行います。

施設整備方針

環境や公園のみどりと共生する

富士見公園に隣接する立地特性を踏まえた緑化や木質化を推進することにより、環境や公園のみどりと共生することができる施設整備を目指します。

諸室の配置計画

施設間の区分を感じさせないつくり

両施設の機能の相乗効果を最大限発揮するために、諸室の兼用を可能とする計画と併せて、富士見公園との連続性に配慮し、明確な区分を感じさせないゾーニングとすることにより、無意識に相互の利用者同士の交流が生まれる、**施設間の区分を感じさせないつくり**とします。

内外の境界を感じさせないつくり

富士見公園に隣接する立地性を生かすために、開口部を多く設け、施設内部でも公園を感じられるような工夫等により、外部空間を内部に取り入れる、内外の境界を感じさせないつくりとします。

川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画における主な関連箇所

(15) 若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画（川崎市・令和元（2019）年）

本市では、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により、本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」を目指すことを掲げ、東京 2020 大会を契機に、大きな可能性を秘めた若者による文化を活用し、本市の「若い人が多い」、「若者による文化が盛んである」という特徴を活かした持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。

本市の特徴を活かした持続可能なまちづくりに向けた取組の方向性を明らかにするために、平成 30（2018）年 10 月に「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」を策定するとともに、ハード面における具体的なコンテンツやニーズ調査等を踏まえた環境整備、ソフト面における取組の方向性、スケジュール等について定めるため、令和元（2019）年 11 月に「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画」を策定しました。

当該計画では、若者文化を構成するコンテンツとして 8 種類のストリートカルチャーやエクストリームスポーツを抽出するとともに、環境整備におけるコンセプトを「行き交う日常と非日常」とし、5 つの「若い世代が集い賑わうまち」のイメージを示しています。

若者文化を構成するコンテンツ等

コンテンツの種類

「本市で盛んであるストリートカルチャーやエクストリームスポーツ（＝若者文化）」であることを前提に、「①現に「オリンピック（ユースを含む）種目」であるか採用をめざしている種目であること、②市民の間で環境整備に関する一定のニーズがあること等」を基本として、本計画における若者文化を構成するコンテンツを下記のとおりとします。

スケートボード／BMX／インラインスケート／ブレイキン、ヒップホップダンス／ダブルダッチ／
スポーツクライミング／バスケットボール3by3／パルクール

環境整備におけるコンセプト 「行き交う日常と非日常」

「若い世代が集い賑わうまち」のイメージ

1. 市内のいたるところで、エクストリームスポーツやストリートカルチャーに興じている子どもや若者がいる風景が見られ、生活のなかに溶け込んでいる。 → 日常のシーン
2. ワールドクラスの上級者でも楽しめるレベルの施設があり、週末には関東一円から集まった若者や家族連れで賑わっている。 → 非日常のシーン
3. 上記の施設で活躍するような地域人材を核にした若者文化に関するたて・よこ・ななめのコミュニティができ、常に相互連携が図られている。 → 日常のシーン
4. 世界レベルの大会からローカルな大会まで毎月のように市内で開催され、まちが賑わっている。 → 非日常のシーン
5. これらの結果、川崎に移住・定住する若者が増えるとともに、若者文化を通じて、次世代を担う子ども・若者の健やかな成長や、多様性を尊重する価値観の理解向上、健康づくりなどが行われている。 → 日常のシーン

若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画における主な関連箇所

5 社会状況の変化等

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

①新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）（国土交通省・令和2（2020）年）

国において、新型コロナウイルス感染症の危機を踏まえ、今後の都市のあり方にどのような変化が起こるのか、今後の都市政策はどうあるべきかについて、様々な分野の有識者へのヒアリングが実施されており、論点整理が行われています。また、オープンスペースの今後のあり方と政策の方向性については、以下の3つの視点からまとめられています。

緑とオープンスペースの重要性の再認識

- ・新型コロナ危機を受けて、公園、広場などの屋外空間に対するニーズの高まりに答える必要があります
- ・オープンスペースの利用形態の多様化に対応する必要があります
- ・新たな生活様式を実践した上でイベントを開催する必要があります

多様なストック効果をより高める公園利用

- ・水辺や広場と一緒に飲食・物販店等を官民連携により整備することや水辺と広場を活用したイベントを実施することで賑わいを創出することが求められています

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

- ・公園内外のアクセスの改善に向けて、無人バスやMaaSの導入可能性について検討していく必要があります

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）における主な関連箇所

②ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか（デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会・令和3（2021）年）

国では、新型コロナウイルス感染症の危機により、都市における「働き方」や「暮らし方」に内在していた無理・ひずみが顕在化・先鋭化し、都市政策による対応が求められていることから、「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」を設置し、ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきかについて検討が進められています。

当該検討会において、新型コロナウイルス感染症の危機を契機に生じた変化や、今後の都市政策のあり方についてまとめた「中間とりまとめ報告書」が令和3（2021）年2月に出されています。

都市をめぐる新たな社会動向と都市政策上の課題

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 自宅や自宅周辺で過ごす時間の増加に伴い、公園などの憩いの場や、自転車や徒歩で回遊できる空間へのニーズが高まっている。特に、公園などの屋外空間は、過密を避けながら様々な活動を行うことができる場として利用ニーズが高まっている。
- 例えば、オープンカフェやテイクアウト販売の場所として公園等を活用する事例のほか、仕事やフィットネスなどこれまで屋内で行われていた活動を屋外のオープンスペースで行う事例が見られるようになっている。
- さらに、どこでも働ける環境が整ってきたことで、二地域居住やワーケーションなど自然環境等を重視した複数拠点での生活に対する関心も高まっている。

今後の都市政策のあり方

都市の特性に応じたまちづくり

- 大都市では、クリエイティブな人材等を惹きつける環境の整備、多様な主体が交わりイノベーションを生み出すコミュニティハブの形成、昼間だけでなく夜間も含めた文化・芸術などリアルの場ならではの価値の充実などを図る必要がある。
- 様々な背景を持つ人々の多様性（ダイバーシティ）を受け入れるインクルーシブな都市として皆が居心地の良さを感じられる空間とともに、都市機能の高度化を徹底的に追及した拠点を形成する必要がある。
- 新たなビジネスやイノベーションを生み出すエンジンとしての役割を果たすとともに、今後のニューノーマルと“Back to Normal”的最適点を見出していくために、「都心の実験区」としての機能を持つことが求められる。

ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか

—都市アセットの最大限の利活用による人間中心・市民目線、機動的なまちづくりへ— における主な関連箇所

(2) グリーンインフラ※の推進 — グリーンインフラ推進戦略（国土交通省・令和元（2019）年）

国において、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を普及・促進するため、令和元（2019）年12月に有識者からなる「グリーンインフラ懇談会」が開催され、方向性を具体化した「グリーンインフラ推進戦略」のとりまとめが行われました。

当該戦略では、グリーンインフラの特徴と意義として、「機能の多様性」、「多様な主体の参画」、「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）」が取り上げられています。

※グリーンインフラ：土地利用において、自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めるという考え方です。

グリーンインフラの特徴と意義

機能の多様性

グリーンインフラを構成する自然環境は、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産、土壌の創出・保全など、多様な機能を有する。

グリーンインフラは、**緑地や水辺の維持管理や農作業の体験、環境教育、各種イベント、レクリエーション、健康増進など多様な活動が行われる場となる**ほか、農業など自然環境をいかした産業と観光が連携して地域のブランディング力を高める取組等も期待される。

グリーンインフラの有する多様な機能は、個別の施設にとどまらず、多様な主体が連携してエリア全体の資源や空間をいかすことにより、より効果的、多面的に機能を発揮することが期待される。

多様な主体の参画

成熟社会における人々の価値観の多様化ともいって、地域住民やNPO 等多様な主体が社会資本の整備、維持管理や自然環境の保全等の活動に参画する機運が高まっており、このような活動を通じて、**グリーンインフラを基点として新たなコミュニティやソーシャルキャピタルが形成されることが期待される**。さらに、外出機会や体を動かす機会の創出による心身の健康の増進も期待される。

なお、多様な主体が参画して、各々の動機に基づく様々な活動が展開されるからこそ、環境の変化に合わせてグリーンインフラが持続的に多様な効果を発揮することができるよう、各主体が適切に連携・役割分担しつつ、適切なマネジメントを行うことが必要である。

時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）

グリーンインフラの機能は、植物や樹木の生育、水辺地の形成など、時間の経過とともに変化するという特徴があり、利用方法の変化等により新たな機能が発現することもある。

多様な主体が参画してグリーンインフラとして持続可能な維持管理がなされることが望まれる。

グリーンインフラの維持管理に際しては、時間の経過とともに発揮される機能を随時モニタリング・検証しながら、地域住民等の多様な参画主体の合意を形成しつつ、自然環境が有する不確実性を踏まえた順応的な維持管理を行うことが重要である。

グリーンインフラ推進戦略における主な関連箇所

(3) 都市公園のストック効果の向上 — 都市公園のストック効果向上に向けた手引き（国土交通省都市局公園緑地・景観課・平成 28（2016）年）

国では、人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討するため、平成 26（2014）年 11 月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が開催され、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性をとりまとめ、平成 28（2016）年 5 月に公表されています。

その後、幅広い国民生活や社会経済生活を支えていくためには、社会資本整備がその本来の役割であるストック効果を最大限発揮していくことが求められていることから、都市公園のストック効果を地域の特性等に応じて最大限発揮していくための「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」が公表されています。

当該手引では、都市公園のストック効果として 9 つの効果が示されており、都市公園のストック効果を高めるための工夫として 3 つの視点が取り上げられています。

都市公園のストック効果	
①防災性向上効果	災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
②環境維持・改善効果	生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
③健康・レクリエーション空間提供効果	健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
④景観形成効果	季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
⑤文化伝承効果	地域の文化を伝承、発信する効果
⑥子育て、教育効果	子どもの健全な育成の場を提供する効果
⑦コミュニティ形成効果	地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
⑧観光振興効果	観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
⑨経済活性化効果	企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

都市公園のストック効果を高めるための工夫	
工夫①：戦略的なマネジメント	都市公園をその特性に応じて使いこなす、戦略的なマネジメントによってポテンシャルを發揮できる。
工夫②：様々な主体や施設との連携	他の施設等と連携した利活用を促すことで、相乗効果によりストック効果が高まる可能性がある。
工夫③：ストックの再編	時代やニーズが変われば、都市公園もそれに応じ変わることが必要である。

都市公園のストック効果向上に向けた手引きにおける主な関連箇所

(4) 2024 全国都市緑化かわさきフェア 基本構想 ~ Green For All ! ~ (川崎市・令和 3 (2021) 年)

本市では、都市における新たな緑の価値の創造と、多様な主体による緑の都市づくりを目指していくため、市制 100 周年を迎える令和 6 (2024) 年度の全国都市緑化フェアの開催誘致に向けて取り組んでおり、令和 3 (2021) 年に「全国都市緑化かわさきフェア基本構想」を策定しました。

当該構想では、「川崎だからできること」として、3 つの項目を提示し、さらにフェアが目指す基本的な考え方として 3 点を取り上げています。

川崎だからできること	
多様性は可能性	多様性に富んだ魅力と常に変化を受け入れる寛容さを持つ川崎だから 新たな文化を生み出す ことができる
豊かな環境をつくる	みんなで環境問題に取り組んできた川崎だからさらに 豊かな環境をつくる ことができる
新たなライフスタイル	利便性の高さゆえに人のつながりや自然環境を大事にしてきた川崎だから 新たなライフスタイルを生む ことができる
かわさきフェアが目指すもの（基本的な考え方）	
基本的な考え方①	かわさきフェアは、「みどりが持つ力を、未来の川崎に向けて、みんなが暮らしの中で上手に活用する取組」を推進します。
基本的な考え方②	川崎の多様な人・暮らし・みどりを結びつけることで、フェア終了後も続く「みどりのムーブメント」を推進します。
基本的な考え方③	かわさきフェアのレガシーとなる地域愛を持った市民が、次の 100 年に向けて、川崎らしくより豊かな環境をつないでいきます。

2024 全国都市緑化かわさきフェア 基本構想における主な関連箇所

第2章 富士見公園の現状と課題

1 現況把握

1-1 立地特性

(1) 人口の推移

全国の人口は平成 26（2014）年以降減少傾向にありますが、本市の人口は年々増加しており、令和 3（2021）年 7 月 1 日現在で 154 万人を突破しており、富士見公園の位置する川崎区の人口も約 23 万人と増加を続けています。今後、令和 12（2030）年まで増加を続け、その後、減少に転じることが想定されています。

(2) 土地利用

京浜工業地帯の広がる川崎区は、工業系土地利用の割合が極めて大きいため、農地や山林が極めて少なく、都市的空地や住宅系土地利用の割合も少なくなっています。

富士見公園一帯は、商業系土地利用、公共用地、文教・厚生用地、公共空地、民間空地として利用されており、その周辺は主に住宅系土地利用となっています。

(3) 都市的空地

川崎の都市的空地は、平成 17（2005）年度以降は大師河原や臨海部の工業用地跡地等で大規模な開発が進んだことにより面積が減少しています。また、川崎区の民間の空地は極端に少なく、公共の空地が多様な役割を果たすことを期待されています。

(4) 都市計画

●用途地域等

富士見公園は商業地域に指定され、都市計画道路の沿道 11m の範囲は防火地域、その他の範囲は準防火地域に指定されています。

●その他の地域地区

川崎駅東側の国道 15 号までの範囲は駐車場整備地区に指定されています。

●都市施設

富士見公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供すること目的とする総合公園に位置づけられています。なお、都市計画決定面積は約 17.0ha となっています。

1-2 歴史・文化

(1) 歴史

富士見公園は昭和 11（1936）年に都市計画決定され、本市で初めての都市公園として昭和 15（1940）年 5 月 1 日に開園しました。平成 19（2007）年にはコミュニティガーデン「はぐくみの里」が開園、平成 26（2014）年には川崎球場を改修し、長方形型の競技場（以下、「川崎富士見球技場」という。）が開場しています。

富士見公園の歴史

年	内容
昭和 11（1936）年	富士見公園（面積約 10.4ha）が都市計画決定
昭和 15（1940）年	5月1日、本市で最初の都市公園「富士見公園」が誕生
昭和 20（1945）年	戦災復興土地区画整理事業等により公園区域を拡張
昭和 31（1956）年	市民会館（市体育館）を開設
平成 12（2000）年	川崎球場が半世紀の歴史に幕を閉じる
平成 19（2007）年	コミュニティガーデン「はぐくみの里」が開園
平成 26（2014）年	川崎球場を川崎富士見球技場に改修

（2）文化

5月のメーデー、11月の「かわさき市民祭り」等の会場として利用され、毎年多くの人で賑わっています。また、富士見公園の南側では指定管理者等により様々なイベントが企画・開催されています。

富士見公園内又は周辺で行われる主な行事

行事名	内容
川崎メーデー	毎年5月1日開催
かわさき市民祭り	毎年10月下旬から11月上旬の3日間開催

令和2（2020）年度に指定管理者等によって行われたイベントの一例

時期	内容
4月	川崎ドリブルマスタークリニック／障がいや発達に課題のある子どもを対象としたサッカー教室
6月	障がいや発達に課題のある子どもを対象としたサッカー教室
7月	SPARTAN SGX トレーニング／富士通スタジアム川崎 SPARTAN WORKOUT
8月	「プロレーストレーニング教室」／PK チャンピオンシップ
9月	関東学生ラクロス 2020 特別大会
10月	いきいき川崎区提案事業 子ども・若者居場所プロジェクト in 富士見公園
11月	HIIT トレーニング de シェイプアップ
12月	富士通スタジアム川崎グラウンド・ゴルフ大会／川崎バルサアカデミーウィンターキャンプ 2020-2021
1月	スポーツインクルージョンフェスタ 2021
2月	富士通スタジアム川崎グラウンド・ゴルフ大会／女性のためのシェイプアップサッカー教室
3月	PK チャンピオンシップ／川崎市内ラグビースクール交流大会

1-3 防災

富士見公園は広域避難場所に指定されています。また、富士見公園の施設及び周辺の施設は、次表のとおり指定されています。

富士見公園及び周辺施設における避難場所等の指定状況（推進計画より一部時点修正）

施設名称	内容
富士見公園	広域避難場所
スポーツ・文化総合センター	遺体安置所、避難所補完施設、帰宅困難者用一時滞在施設
スポーツ・文化総合センター前	災害時応急給水拠点
富士見中学校	避難所（地域防災拠点）、津波避難施設、災害時応急給水拠点
富士見球場	消防機関の活動拠点
川崎競輪場	広域避難場所、津波避難場所、帰宅困難者用一時滞在施設、活動拠点（他都市）、応援職員用宿泊施設、活動拠点補完施設（消防機関）、区災害ボランティアセンター設置候補施設
川崎富士見球技場	広域避難場所、津波避難施設、消防機関の活動拠点
市民広場	臨時離着陸場（ヘリポート）
富士見通り	緊急交通路指定想定路線、緊急輸送道路
労働会館	区災害ボランティアセンター設置候補施設、避難所補完施設 ※教育文化会館との再編整備後は、上記に加え、津波避難施設、帰宅困難者用一時滞在施設、区本部代替施設となることを想定しています。
教育文化会館	区災害ボランティアセンター設置候補施設、避難所補完施設、津波避難施設、帰宅困難者用一時滞在施設
川崎区役所道路公園センター	区備蓄倉庫

1-4 景観・緑化

(1) 景観

- **公園北側**：富士見通りに沿ってプロムナード状の広場と緑地があり（写真①）、街路樹（イチョウ並木）と一緒にボリューム感のある緑の景観が形成されています（写真②）。
- **南側入口部**：川崎富士見球技場が正面に見え、周囲にはクスノキ等のみどりの景観が広がっています。一方、広場は駐車場が大半の面積を占めているとともに、入り口部分にはプレハブ施設が立地しているなど無機質な景観となっています（写真③）。
- **市民広場と川崎富士見球技場周辺**：市民広場は、周囲を樹木に囲まれた広がりのある景観となっていますが（写真④）、川崎富士見球技場と接する場所では、駐車場や園路のアスファルト舗装と芝生地が混在した景観となっています（写真⑤）。
- **コミュニティガーデン「はぐくみの里」**：四季折々の野菜やハーブ類等の栽培が行われ、農のある景観が形成されています（写真⑥）。
- **労働会館前**：友愛像という銅像とブロック舗装の広場が広がり、その先はケヤキ並木を主体とした緑の景観が続いていますが、噴水施設や舗装の痛みなど、施設の老朽化が目立っています（写真⑦）。



富士見公園周辺の景観

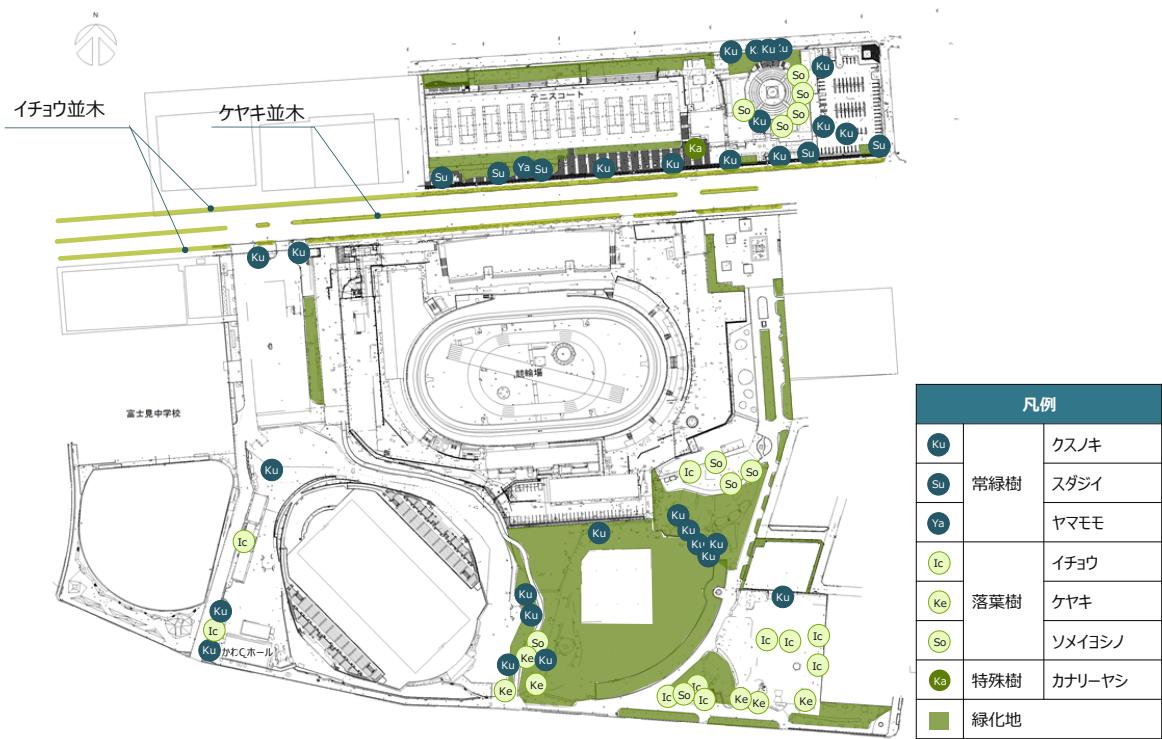
(2) 緑化

現在の富士見公園における緑化面積は約 2.4ha で、都市公園面積に対して約 18%となっており、川崎市緑化指針に定められた公共・公益施設の緑化面積率 10%以上という基準は満たしているものの、公園の目標値である緑化面積率 30%には届いていません。

公園区域を横断する富士見通りの歩道側のイチョウ並木とセンター部のケヤキ並木は、季節ごとに美しい街路景観を形成し、徒歩や車の通行人の目を楽しませています。

園内には、多数の大径木（本計画における大径木は、樹高 10m以上、幹周 1m以上のものをいう。）が点在してお

り、富士見公園管理事務所前には、カナリーヤシの大径木がシンボルツリーとなっていることや、富士見通りに面したバスロータリー入口や、かわQホール周辺には大きなクスノキが点在しています。また、市民広場の西側の樹林、コミュニティガーデン及び周辺の大きなクスノキ等については、緑量のある景観を形成し、市民広場は野球スペースの周囲に芝生広場があり、その周辺にはケヤキやクスノキ等の樹木が生育しています。



既存の緑化地と大径木（樹高 10m以上、目通り 1m以上）の分布



公園内に生育する大径木の例（左：カナリーヤシ、右：クスノキ）

1-5 施設と利用

(1) スポーツ・文化総合センター

「スポーツ」×「文化」の複合施設として、PFI事業により平成29（2017）年6月に建設され、同年10月に開館しています。センター内には、体育室や武道室、トレーニング室等のスポーツ施設とホール、アクトスタジオ、音楽練習室等の文化施設、会議室等があり、指定管理者による管理が行われています。

(2) テニスコート

整備当初は、12面の人工芝コートでしたが、スポーツ・文化総合センターの建設時に2面が減り、現在は10面のコートとなっていることから、休日・平日ともにほぼ予約が埋まっているなど利用頻度が高い状況にあります。また、公式大会の開催が可能になることも踏まえ、12面のコートに再整備してほしいとの要望があげられています。

(3) 相撲場

相撲場は、学生相撲の大会等に利用されており、土俵と観覧席があります。土俵は荒木田土で固められ、照明付きの円形の屋根が設置されており、観覧席はコンクリート枠に土で締め固められています。また、相撲場利用者専用のシャワー や更衣室、トイレが設置されています。



テニスコート（客席側）



相撲場

(4) 管理事務所

旧南部公園事務所は、テニスコートの管理事務所として利用されています。

(5) 富士見東駐車場

富士見通りの北側に位置し、川崎駅からの左折入庫に対応している平面駐車場であり、収容台数は76台となっています。

(6) 川崎競輪場

昭和24年(1949)4月、全国で5番目となる競輪場が富士見公園内に誕生し現在に至ります。夏場のナイター競輪「アーバンナイトレース」は仕事帰りのサラリーマンや若いカップルからも人気を集めており、毎年4月に開催される記念競輪「桜花賞」は大きな賑わいを見せています。また、平成30（2018）年10月に第1段階のコンパクト化が完了し、一部敷地（約7,500m²）が公園に返還されています。

(7) 富士見球場

平日、土曜午前中は川崎市立富士見中学校の校庭として使用され、日曜日は軟式野球を中心に一般開放が行われています。

(8) 川崎富士見球技場

川崎球場閉鎖後、主にアメリカンフットボールの拠点となる球技場として平成 26（2014）年度に川崎富士見球技場として整備しました。平成 27（2015）年に富士通株式会社がネーミングライツを取得し、同年 4 月 1 日から地上 4 階建て、観覧席約 3800 席を備えた「富士通スタジアム川崎」としてリニューアルしました。

(9) かわQホール

かわ Q ホールは、多目的ホール、会議室、シャワー室やロッカー室等を備えた地上 2 階建ての多目的施設です。スタジアムの選手控室、各種会議や研修会などにも利用されています。

(10) 市民広場

市民の憩いの場として利用されるとともに、ゲートボールやソフトボールの試合など多目的に利用できる広場となっています。

(11) こども広場

中島保育園跡地部分と合わせて整備され、親子で楽しむことのできる広場として親しまれています。広場内には、複合遊具 2 基、ブランコ 1 基の合計 3 基の遊具を設置しており、校庭や公園の広場等で一般的に用いられているダスト舗装のエリアとなっています。

(12) コミュニティガーデン「はぐくみの里」

コミュニティガーデンは、平成 18（2006）年度の富士見公園再整備時に公募市民によるワークショップを開催し、その意見を踏まえて整備されました。現在は、「コミュニティガーデンリーダー養成講座」の修了生であるリーダー会員が企画・運営主体となり、参加する市民（会員）との活動、農業体験、環境学習の場として利用されています。

(13) 教育文化会館

川崎区における社会教育及び生涯学習の場となっており、労働会館の再整備後は取り壊しを予定しています。

(14) 県立川崎図書館

かながわサイエンスパークへ機能が移転したため、平成 29（2017）年 12 月に休館し、令和 2（2020）年 5 月に建物を取り壊しており、現在は更地となっています。また、当該位置は富士見公園南側を一望できる位置となっています。

(15) 労働会館南側民有地

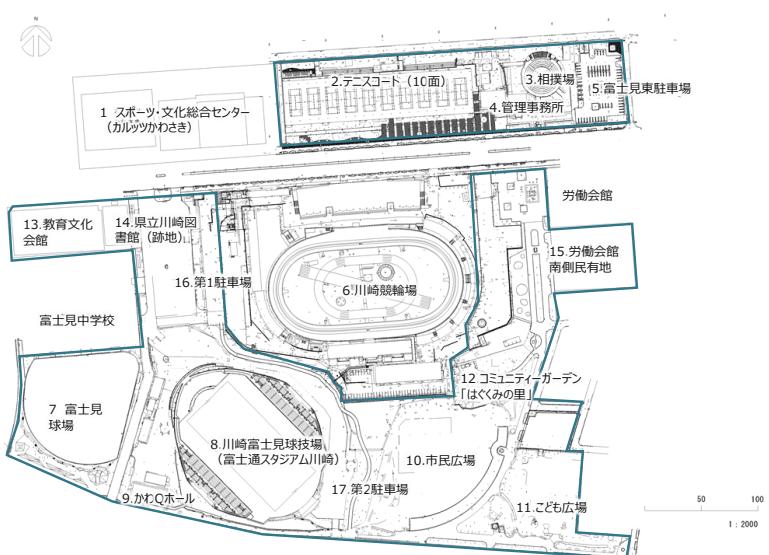
富士見中学校のグラウンドとして借地していましたが、現在は土地所有者の工事ヤードとして使用しています。

(16) 第 1 駐車場

富士見通りの南側の正面にある有料の平面駐車場であり、収容台数は 135 台となっています。

(17) 第 2 駐車場

川崎富士見球技場横に位置する有料の平面駐車場であり、収容台数は普通車 102 台、大型車 3 台となっています。



現況の施設配置図

2 課題

推進計画では、富士見周辺地区整備基本計画策定時の課題として、①富士見公園は、公園本来の緑地や広場が少なく都心における総合公園としての機能回復が必要、②市民利用施設等公共施設は、老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数あり、施設の更新・再整備が必要という2つの課題があげられています。これらの課題を念頭に、前項で示した現況を踏まえ、富士見公園の再編整備における課題を再整理しました。

2-1 都心の総合公園としての機能回復

(1) エントランスの景観形成と機能の向上

現在、エントランス部分は、駐車場となっているなど、公園玄関口としてふさわしい景観を形成することが課題となっています。また、富士見公園は、かわさき市民祭り等のメイン会場として使われており、このような大型イベントに対応するための更なる機能向上を図る必要があります。

(2) 公園の回遊性の向上と緑地の確保

公園中央に川崎競輪場が位置していることから、競輪場の東側及び西側を結び付けるための回遊性の向上が課題となっています。また、緑地が少ないとから、既存の緑地と合わせて植栽を行うことにより、富士見通りのイチョウやケヤキの街路樹との景観調和を図る必要があります。加えて、ベンチ等の休養施設が少ないとから、適切に配置していくことが求められます。

(3) 利用者動線の明確化

現在は、富士見球場と川崎富士見球技場の間の園路を一般車両が通行できるようになっており、一体的な公園利用の妨げとなっています。また、川崎富士見球技場側の駐車場が行き止まりになっているなど、自転車及び歩行者の動線が不明確となっています。今後、歩行者や公園利用者の安全性の確保のためにも、歩行者・利用者動線を明確にする必要があります。

(4) 夜間利用の促進

昨今では、公園における多様な価値の創出と利活用の推進に向けて、ナイトシアターやサンセットヨガ、クリスマスマーケット、夜市の開催など昼夜を問わずに公園を活用する動きが加速しています。川崎駅周辺は、夜間多くの人が賑わうエリアであることから、富士見公園においても夜間における公園利用の需要があると考えられるものの、夜間利用を想定した照明等の施設整備や、飲食等を提供できる施設、動線の設定等が不十分であることが課題となっています。そこで、夜間の安全性を確保し、夜間利用を促進していくことが求められています。



現況写真（左：エントランス部の現況／中央：競輪場東部と西部をつなぐ動線／右：富士見球場と川崎富士見球技場の間の通路）

2-2 施設の更新・再整備の必要性

（1）広場空間の機能性及び魅力の向上

富士見公園南側には、開園当時から市民に利用されている市民広場やこども広場がありますが、市民広場については芝生空間の中央にダスト舗装のエリアがあるため、運動のための空間と憩いの空間が混在していること、パーゴラやベンチなどの休養施設や芝生広場などの憩いの空間が少ないとことなどの課題があげられます。また、昨今では、障がい者も一緒に遊べるインクルーシブな空間整備や、健康増進を図るために健康器具等の設置、子どもの自由な遊びを推進する冒険遊び場の整備などのニーズも高まっていますが、現状のこども広場では、設置されている遊戯施設がブランコや砂場などとなっており、遊び方が限定されています。加えて、富士見公園に隣接する富士見中学校はグラウンドがなく、運動スペースが不足しており、教育環境の向上を図るために運動の場を確保する対策を優先的に進めていく必要があります。

（2）利用実態を踏まえた施設の更新・再整備

●テニスコートの再整備

テニスコートについては、現在も利用頻度が高いことに加え、公式大会が可能な 12 面の確保・整備をしてほしいとの要望も上がっています。また、テニスコートの受付として利用している旧南部公園事務所や管理施設、更衣室などの関連施設の老朽化が進行しており、これらの施設を改修する必要があります。

●相撲場の再整備

相撲場は、学生相撲等で活用されていますが、土俵、屋根、トイレ、シャワー、更衣室等の施設の老朽化が進行しており、これらの施設を改修する必要があります。

●水遊びへの対応

児童プールは、スポーツ・文化総合センターの整備工事に伴い、撤去していますが、夏季の水遊びについて要望があげられています。

●川崎富士見球技場の再整備と一体的利用

川崎富士見球技場は、平成 26（2014）年度に整備しましたが、現状では、川崎競輪場との間に位置する駐車場やフェンス等で遮られ、公園としての一体的な利用が十分にできていないことが課題としてあげられます。そのため、エントランス空間や市民広場との空間的な連携に向けた整備が求められます。加えて、競技場設備として電光掲示板の老朽化が問題になっており、設備機器を更新する必要があります。

●公園トイレの再整備とアメニティの充実

公園トイレについては、老朽化やバリアフリーなどへの配慮が課題としてあげられます。また、園内には授乳室やおむつ替えスペース等が無く、これらアメニティ機能を充実させる必要があります。

●キャッチボール利用への対応

現在、市民広場や子ども広場等のダスト広場においてキャッチボールが盛んに行われていますが、再整備において、当該広場を別の用途として整備する場合、キャッチボールのニーズに応えた空間確保が必要となります。

(3) 社会状況の変化に対応した再整備

SDGsの達成や脱炭素社会の実現といった社会的課題を踏まえ、これらの課題の解決に貢献することのできる再整備を図るとともに、新型コロナウィルス感染症に伴うニューノーマルへの対応を見据え、利用ニーズの多様化や変化に柔軟に対応し、誰もが活用できる多様性を有した空間の整備が求められます。

第3章 整備の基本的な考え方

推進計画では、平成20（2008）年に策定した富士見周辺地区整備基本計画を継承し、「整備の基本的な考え方」として将来像やゾーニングの考え方などを定めています。この「将来像」や、「整備目標」については、富士見周辺地区整備基本計画が策定されてから現在まで、共通の考え方のもと富士見周辺地区の整備を推進してきたことから、本計画においても原則これらを継承することとします。

また、「ゾーニング」については、現状と課題を踏まえてゾーン区分を見直すものの、ゾーン毎の整備内容については推進計画を継承するとともに、推進計画において整理した「機能配置のゾーニング」を基に周辺施設の持つ機能と連携・分担を図り、公園の魅力向上に努めます。加えて、本計画では、この将来像等に基づき推進計画の「整備の進め方」や、この間の社会状況の変化等を踏まえて「整備の基本方針」を新たに定めます。

富士見周辺地区整備推進計画（令和2（2020）年）

整備推進の基本的な考え方

将来像 | 緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園

【整備目標①】富士見公園の再生
【整備目標②】スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化



1 将来像と整備目標

推進計画を継承し、「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」を将来像（コンセプト）として、都心における総合公園にふさわしい「富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」を整備目標とします。

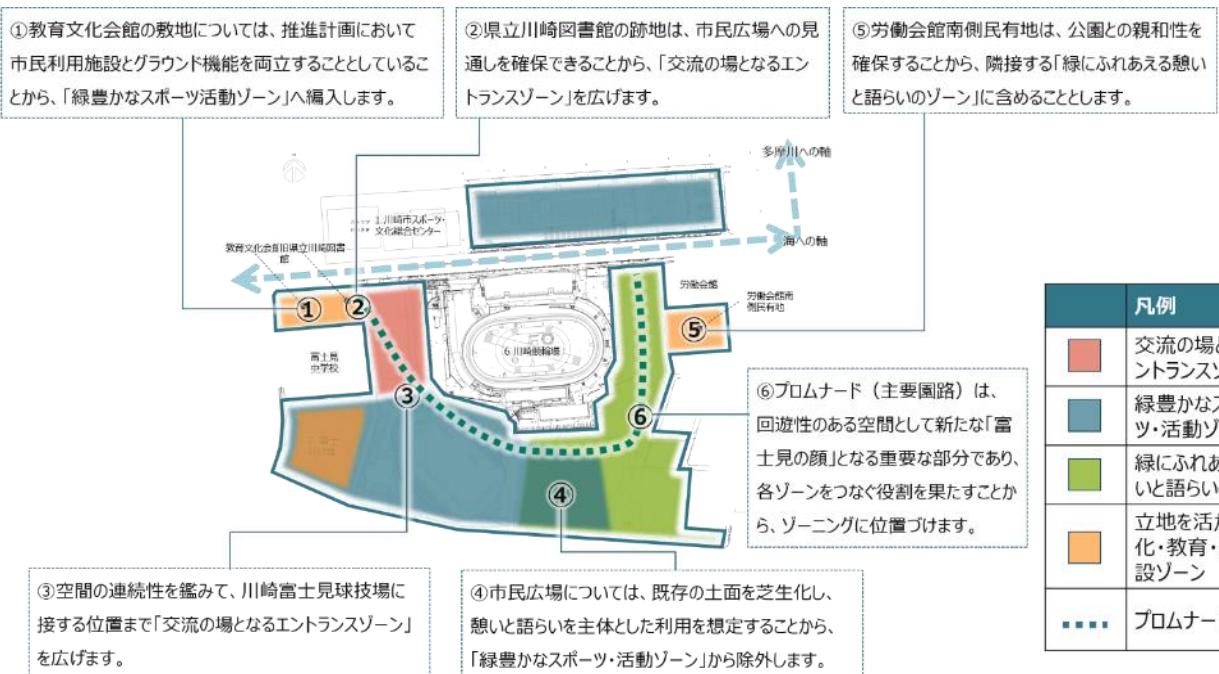


富士見公園の将来像と整備目標

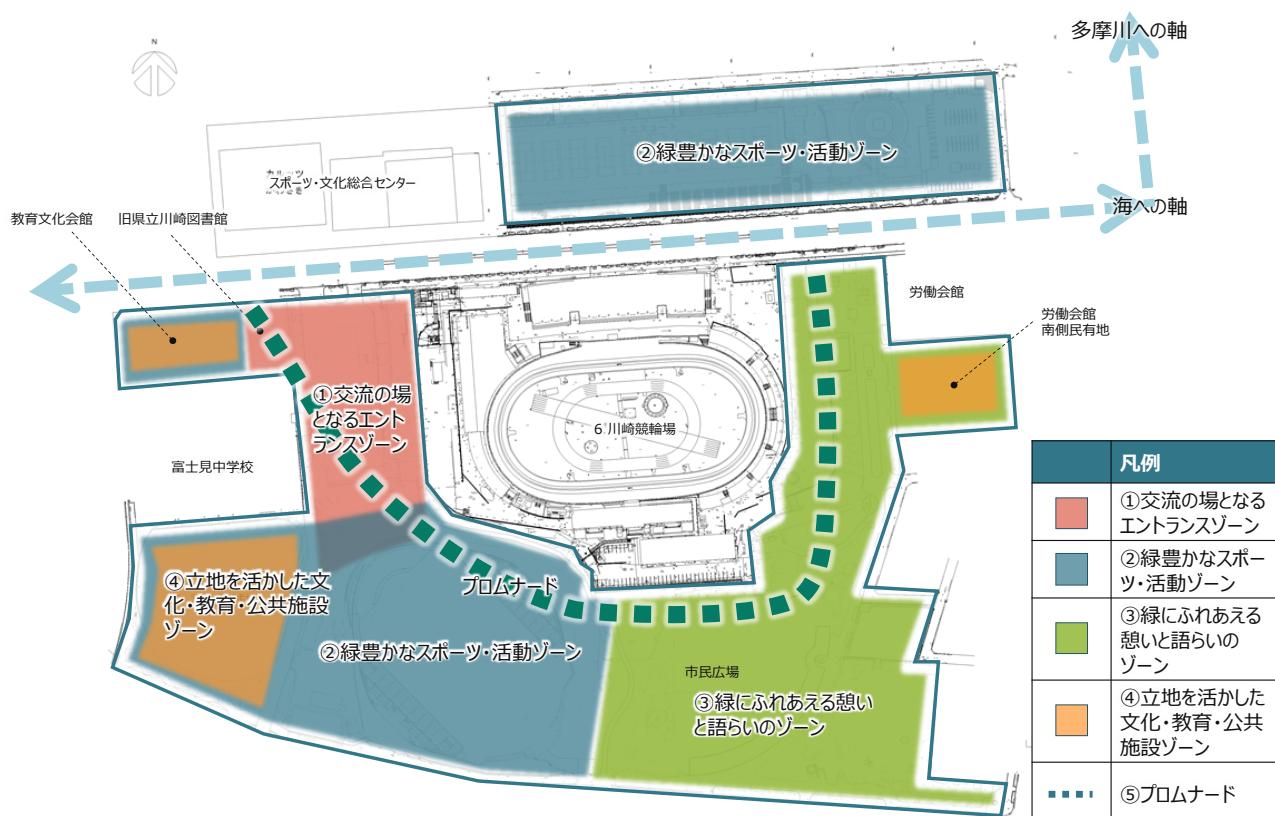
2 ゾーニング

2-1 ゾーニング

前身となる富士見周辺地区整備基本計画（平成 20（2008）年）では、計画対象地域の整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方を示しており、これを踏まえて機能や性格の異なる 5 つのゾーンに区分しています。また、推進計画においてもゾーニング及び整備内容を踏まえていることから、本計画においても当該ゾーン区分と整備内容を継承して整備を進めます。なお、広場空間の機能性及び魅力の向上や社会状況の変化に対応した再整備など、前章で整理した課題を踏まえて、教育文化会館の敷地を「緑豊かなスポーツ活動ゾーン」への編入や、敷地形状に合わせたエントランスゾーンの拡大、市民広場を「緑豊かなスポーツ・活動ゾーン」からの除外といった各ゾーンの範囲の見直しを行っています。また、プロムナード（主要園路）は各ゾーンをつなぐ役割を果たすことからゾーニングに位置づけることします。



推進計画におけるゾーニングと本計画における変更点



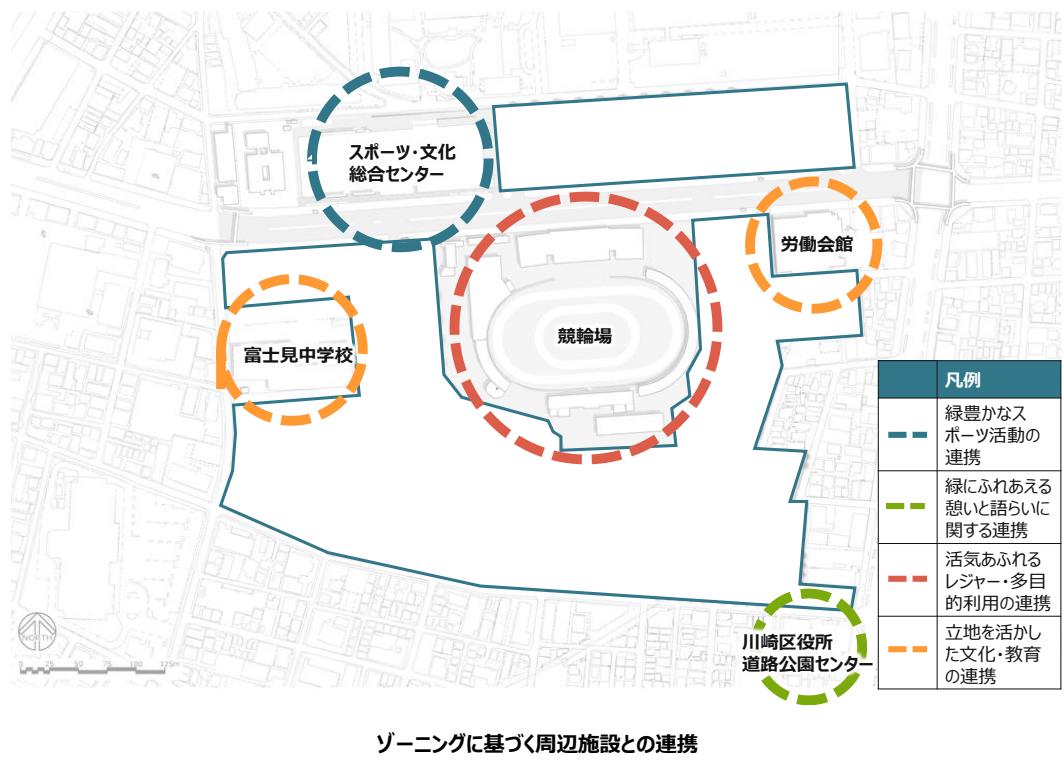
富士見公園再編整備のゾーニング

ゾーン区分と整備内容

ゾーン名	内 容
① 交流の場となるエントランスゾーン	富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成と安全に配慮した公園への交通動線を確保するとともに、公園来訪者等がくつろげ、交流の場として、多目的なエントランスゾーンの整備を目指します。
② 緑豊かなスポーツ・活動ゾーン	スポーツ機能の充実を図るとともに、施設の緑化や施設周辺の緑地・広場の整備など、緑豊かな空間の創出を目指します。
③ 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン	新たに創出される用地も活用し、緑地や広場の拡充を図るとともに、緑にふれあいながら、憩いや語らいが生まれる空間の創出を目指します。
④ 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン	富士見中学校との連携により、市民の文化活動の拠点化を目指します。また、市民のためのスポーツ施設を、学校教育の場としても有効活用することを目指します。
⑤ プロムナード	回遊性のある空間として新たな「富士見の顔」となり、エントランスゾーンから各ゾーンへの誘導及びつながりを担う主要動線としての整備を目指します。

2-2 周辺施設との連携

富士見公園内及びその周辺には、競輪場、スポーツ・文化総合センター、労働会館、富士見中学校など、多様な施設が隣接しています。推進計画において整理されている「機能配置のゾーニング」を基に、これら施設の持つ機能と連携・分担を図ることで、富士見公園の魅力向上に努めています。



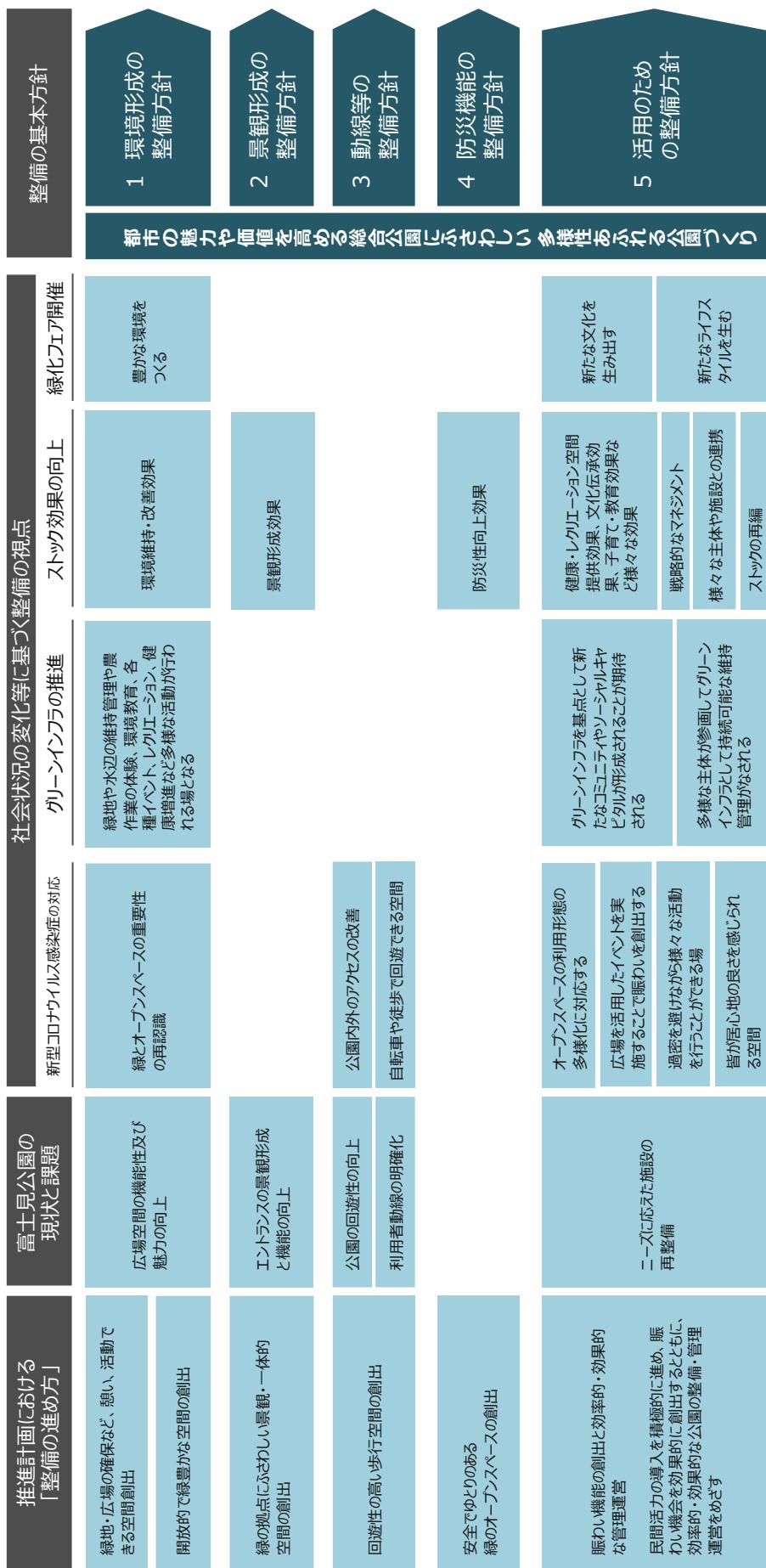
周辺施設と連携の方法

連携の区分	周辺施設名	連携の方法
緑豊かなスポーツ活動の連携	スポーツ・文化総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動に関する連携 ・駐車場・会議室等、施設の相互利用に関する連携
緑にふれあえる憩いと語らいに関する連携	道路公園センター	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化や公園整備・維持管理に関する技術的連携 ・緑のボランティア活動など、市民協働に関する連携
活気あふれるレジャー・多目的利用の連携	競輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースや飲食店の利用など、公園と競輪場の相互利用の推進 ・自転車などのスポーツ・健康増進の視点からイベント開催等の連携 ・防災機能の充実に関する連携
立地を活かした文化・教育の連携	富士見中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教育文化会館跡地や富士見球場における広場利用の連携 ・若者文化の発信等、学生目線を取り入れた公園利活用に関する連携
	労働会館 ※令和6(2024)年度に教育文化会館との再編整備を予定	<ul style="list-style-type: none"> ・公園との一体的な空間整備に関する連携 ・会議室等、施設の相互利用に関する連携 ・立地を活かした教育や学習、労働者のための福利厚生に関わる連携

3 整備の基本方針

推進計画の「整備の考え方」に加え、「現状と課題」、「社会状況の変化等に基づく整備の視点」を踏まえ、富士見公園では、①誰もが、いつでも質の高い緑の中で、憩い・ふれあうことができる、②優れた立地特性を活かすとともに、周辺施設と連携しながら、賑わいの拠点として利用ニーズの多様化や変化に柔軟に対応できる、③SDGsの達成や脱炭素社会の実現に寄与し、多様な防災機能を備えた『**都市の魅力や価値を高める総合公園にふさわしい多様性あふれる公園づくり**』を進めます。

なお、再編整備にあたって、第2章でまとめた関連計画の内容から富士見公園再編整備に係るキーワードを抽出した上で、「環境形成の整備方針」、「景観形成の整備方針」、「動線等の整備方針」、「防災機能の整備方針」、「活用のための整備方針」の5つの整備方針をまとめました。



上位計画・現状と課題及び社会状況の変化等に基づく整備の基本方針

関連計画のキーワードと整備の基本方針への反映

計画・方針名	キーワード	関連する整備の基本方針				
		①環境形成	②景観形成	③動線等	④防災機能	⑤活用
1 川崎市環境基本計画	1) 多様な防災機能の向上及び活用	-	-	-	●	-
	2) 緑による良好な環境の創出	●	-	-	-	-
	3) 生物多様性の保全	●	-	-	-	-
	4) 子育て環境の向上や健康増進にも寄与	-	-	-	-	●
2 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針	1) テーマ性のある公園緑地づくり	-	-	-	-	●
	2) 周辺のまちづくりと連携	-	-	-	-	●
3 かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050	1) 緑の保全・創出・育成の取組を持続的に推進	●	-	-	-	-
	2) 緑による良好な環境の創出	●	-	-	-	-
	3) 脱炭素化に向けた整備	●	-	-	●	-
	4) 生物の生息生育空間の保全・創出	●	-	-	-	-
4 川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画	1) みどりが人と人をつなぎ、多様性を感じられる	●	-	-	-	-
	2) 歴史・未来を感じられる	-	-	-	-	●
	3) 持続可能な社会形成を実現する	-	-	-	-	●
	4) 暑熱対策に寄与するシンボルツリー等の植栽	●	-	-	-	-
5 川崎市景観計画	1) 積極的な緑化	●	-	-	-	-
	2) 周辺景観と調和に十分配慮した魅力的なデザイン	-	●	-	-	-
	3) 多様で魅力的な賑わい景観の創出	-	●	-	-	-
6 川崎市地域防災計画	1) 広域避難場所等の指定	-	-	-	●	-
7 かわさき強靭化計画	1) 大規模火災	-	-	-	●	-
	2) 救助・救急活動等	-	-	-	●	-
8 民間活用（川崎版PPP）推進方針	1) 様々な主体との連携	-	-	-	-	●
	2) 地域課題の解決や豊かな市民生活の実現	-	-	-	-	●
	3) 既存施設の多目的化や複合化	-	-	-	-	●
	4) まちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用	-	-	-	-	●
	5) 効率的・効果的な市民サービスの提供	-	-	-	-	●
	6) サービスの質の向上	-	-	-	-	●
9 パークマネジメント推進方針	1) 一体的な管理運営手法の導入	-	-	-	-	●
	2) 公園緑地及び各施設の連携強化	-	-	-	-	●
	3) 管理運営の効率化	-	-	-	-	●
	4) 収益性の確保・向上	-	-	-	-	●

計画・方針名	キーワード	関連する整備の基本方針				
		①環境形成	②景観形成	③動線等	④防災機能	⑤活用
	5) 財政負担の軽減	-	-	-	-	●
	6) 建築面積の基準緩和	-	-	-	-	●
10 資産マネジメント第3期実施方針の方向性	1) 施設の多目的化及び複合化	-	-	-	-	●
	2) 機能の整備を図る「機能重視」の考え方への転換	-	-	-	-	●
	3) 民間事業者の参入により周辺地域の活性化につながる手法	-	-	-	-	●
11 これからのコミュニティ施策の基本的考え方	1) 多様なつながり（ソーシャルキャピタル）や居場所を創出	-	-	-	-	●
	2) 社会的包摶の進んだ持続可能な都市型コミュニティ	-	-	-	-	●
	3) 多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成	-	-	-	-	●
	4) 超高齢社会に対応する地域コミュニティ	-	-	-	-	●
12 スポーツ・文化複合施設基本計画	1) 周辺の施設・緑地・広場との連携や回遊性	-	●	●	-	-
	2) 周辺環境との調和	-	●	-	-	-
13 川崎競輪場再整備基本計画	1) 公園と調和した市民が入りやすい環境	●	-	-	-	-
	2) 公園の防災機能充実に向けた貢献	-	-	-	●	-
14 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画	1) 公園との連続性や一体感を持たせた施設	●	●	-	-	-
	2) 環境や富士見公園のみどりとの共生	●	-	-	-	-
	3) 施設間の区分を感じさせないつくり	-	●	-	-	-
15 若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画	1) エクストリームスポーツやストリートカルチャーに興じている子どもや若者がいる風景	-	-	-	-	●
	2) 若者文化を通じて、次世代を担う子ども・若者の健やかな成長	-	-	-	-	●

※ 備考 1 本表におけるキーワードは、「第1章 4-2 関連計画・方針の整理」から抽出しています

※ 備考 2 第1章 4-2 における該当部分には、太字・下線を付して引用箇所を明示しています

3-1 環境形成の整備方針

新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式として、緑とオープンスペースの重要性が再認識されていることに加え、グリーンインフラとしての公園の価値を創出するため、緑地や水辺の維持管理や農体験、環境教育、各種イベント、レクリエーション、健康増進など多様な活動が行われる場として活用できる環境を整備します。また、SDGs の達成と脱炭素社会の実現に寄与し、防災機能を備えた都心のオアシス・富士見公園として再生するため、（1）**緑地空間**、（2）**オープンスペース**、（3）**グリーンインフラ**、（4）**脱炭素**の 4 つの観点から環境形成の整備方針を整理し、憩い、活動できる空間の創出と開放的で緑豊かな空間の創出といった豊かな環境を形成していきます。また、グリーンインフラ等の最先端の環境技術の導入を推進し、その効果の発信に取り組んでいきます。

（1）緑地空間

緑地空間の整備においては、人々が憩い、活動できる空間を創出するため、植栽等を適切に配置し、緑による良好な環境の創出と、温室効果ガスの吸収による脱炭素化に向けた整備を進めるとともに、植栽による温室効果ガスの吸収・固定量の表示など、自然環境の多様な機能の可視化を図ります。また、緑の量としては川崎市緑化指針（平成 27（2015）年）に示されている緑化面積率 30%以上（緑化面積の算定は、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化指針の基準に準じます）を確保し、積極的な緑化を図ります。加えて、既存の緑地については、可能な限り保全し、シンボルツリーとなる高木を保存・育成又は移植することとしますが、生育不良木や、著しく樹形が乱れている樹木等、再整備する広場に適さない緑地については、植え替えを行うなど富士見の顔としてふさわしい都市型の緑地空間へと変更していきます。なお、建築物については、施設の性質に合わせて壁面緑化や生垣植栽、バイオフィリックデザインの導入等の多様な緑化手法を取り入れて、緑地との調和と圧迫感の解消を図ります。

①交流の場となるエントランスゾーン

緑に囲まれながら開放感のある都心のオアシスを体感できる空間を創出するため、高木を格子状に植栽し、広がりと緑陰のある広場として整備します。

②緑豊かなスポーツ・活動ゾーン

富士見公園北側については、既存木等を可能な限り残し、必要に応じて補植していくことで連続した緑の景観を形成するように整備しますが、テニスコートの北側接道部については鬱蒼とした状況となっていることから、生育不良木や競合している樹木等を間伐し、適正な樹木密度にしていきます。

③緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン

現在の市民広場及びこども広場の芝生化や、既存の農地や水田を活かし農園・ビオトープ空間を整備することにより、生物の生息生育空間の保全・創出を図るとともに、みどりが人と人をつなぎ、多様性を感じられる空間を創出していきます。

④プロムナード

エントランスゾーンからの連続性に配慮した高木の列植を行います。また、緑にふれあえる憩いと語らいのゾーンの範囲においては、植物を鑑賞しながら歩行できる空間とするため、季節ごとに花や実などを楽しめる中低木や草本類を含めた混植を行います。

(2) オープンスペース

広場空間の機能性及び魅力の向上を図るため、ブロック舗装の広場や、芝生広場など多目的に利用できるオープンスペースを整備し、各種イベント、レクリエーション、健康増進など多様な活動を可能にします。また、立体駐車場の整備により駐車場機能を集約することで、広場をより多く確保できるように整備します。さらに、近隣公共施設に隣接するオープンスペースについては、川崎競輪場の目指す「公園と調和した市民が入りやすい環境」や、労働会館の目指す「公園との連続性や一体感を持たせた施設」や「環境や富士見公園のみどりとの共生」との整合を図ります。



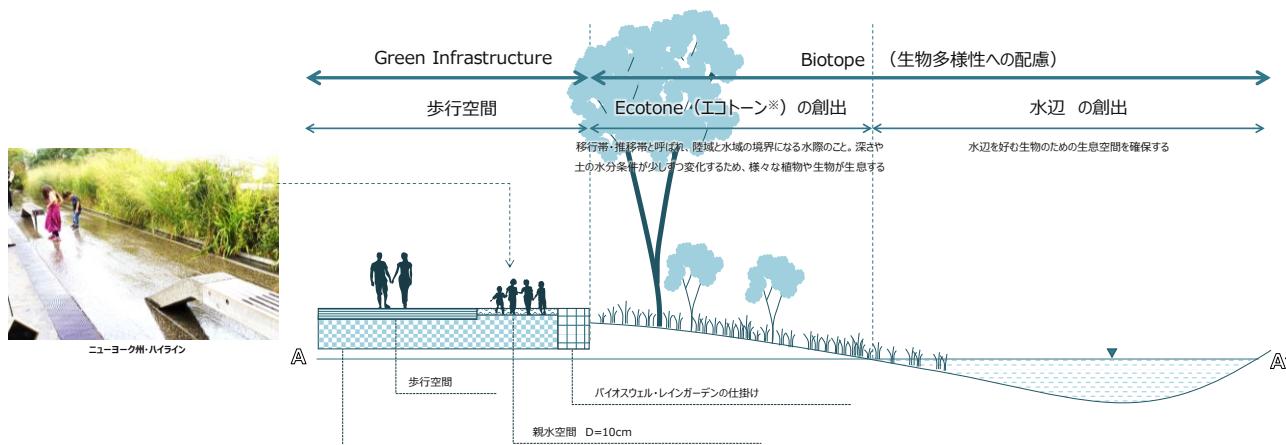
緑地空間とオープンスペースの整備方針

(3) グリーンインフラ

都市型洪水の軽減、健全な雨水循環経路の再生、ヒートアイランド現象の緩和など環境維持・改善効果を発揮するため、建築物の周辺に壁面緑化等の多様な手法を取り入れて厚みのある緑化を行います。また、主要な園路や広場では、遮熱透水性又は保水性のある舗装とともに、一部に高木の植栽と路床材の改良を併せたグリーンインフラを整備していきます。加えて、バイオスウェルやレインガーデン※等の雨水流出抑制対策を行うとともに、植物や土壌による雨水浄化、生物の生息空間の再生に寄与するビオトープ空間を整備するなど、グリーンインフラを整備していきます。



グリーンインフラにより「雨水流出抑制対策」「豊かな緑陰」「冷える歩道」を実現させた事例



グリーンインフラとビオトープ空間を連携させるイメージ

※バイオスウェル・レインガーデン：バイオスウェルは、ぐり石等で被覆され、雨水を浸透させる仕掛けです。レインガーデンとは、降った雨を地中にしみ込ませて流出を抑え、川や下水道が溢れにくくする仕掛けで、雨庭ともいいます。

※エコトーン：移行帶・推移帶と呼ばれ、陸域と水域の境界になる水際のことです。深さや土の水分条件が少しづつ変化するため、様々な植物や生物が生息できます。

(4) 脱炭素

新たに整備する建築物では、太陽光発電システムの導入や、木造・木質化による脱炭素への取組を推進します。また、再編整備を行う施設の照明を LED 化とともに、エントランス及びプロムナード沿いには太陽光発電式の照明やサインを設置し、脱炭素化と災害時の安全性の確保に努めます。加えて、温室効果ガスの吸収に寄与するため、交流の場となるエントランスゾーンにおいては高木の格子状の植栽、プロムナードにおいては高木の列植に加えて、中低木や草本類を階層的に植栽して厚みのある緑地を整備します。



木造建築の事例（川崎市立生田保育園）



ソーラー照明灯・サインの例

3-2 景観形成の整備方針

広域拠点として整備を進めている川崎駅周辺をはじめとする周辺のまちづくりと連携しながら、海への軸・多摩川への軸をつなぐ緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出に向けて、富士見公園と市民利用施設が調和した緑の拠点にふさわしい魅力と活気のある景観形成を行っていきます。また、ゾーン別の整備方針を定めることで、ゾーン毎の特色を活かした景観の形成を図ります。

(1) 景観軸

統一感を持ったデザインを整備全体へ反映させるなど、富士見公園にふさわしい魅力と活気のある景観を形成していきます。また、公園内では、エントランスの景観形成と機能の向上を図るとともに、歩行者の回遊空間として重点的に整備を進めていくプロムナードを緑と景観の軸とすることで、周辺の施設・緑地・広場との連携や回遊性の向上に伴う多様で魅力的な賑わいの景観を形成します。そして、エントランスからビスタ※を通し、公園の内部へと視線の誘導を行います。加えて、広場・園路の舗装等については既存施設等とマッチした配色及び素材を採用するとともに、新設する施設についても、周辺環境と調和し、周辺景観との調和にも十分配慮した魅力的なデザインへと誘導します。更に、イベント・活動等を通じて賑わいの景観を創出します。

※ビスタ：一定方向に軸線をもった風景及びその構成手法です。見通し、通景、見通し景と訳されます。元来西欧において発達した造園的景観構成手法の1つで、一般に森林を直線状に伐採したり並木状の植栽により見通し（view）を額縁状に区切り、見通し線（vista line）を構成し、見通す方向に視線の誘導を図ったものです。

(2) ゾーン別の整備方針

ゾーニングにおける「交流の場となるエントランスゾーン」、「緑豊かなスポーツ・活動ゾーン」、「緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン」の3区に、「プロムナード」を加えた4つのエリアについて、景観形成の方針を次のとおり定めます。

①交流の場となるエントランスゾーン

都心のオアシスにふさわしい緑あふれる景観と、多くの市民が憩い、活動できる「富士見の顔」にふさわしい魅力と活気のある景観形成を行います。また、富士見通りから市民広場へ高木を列植していくことでビスタを通します。

②緑豊かなスポーツ・活動ゾーン

既存木の保存や、各スポーツ施設と調和した外周部の緑化、壁面緑化等の多様な緑化手法を導入し、四季を感じることのできる緑豊かな景観形成を行います。

③緑にふれあえる憩いと語らいゾーン

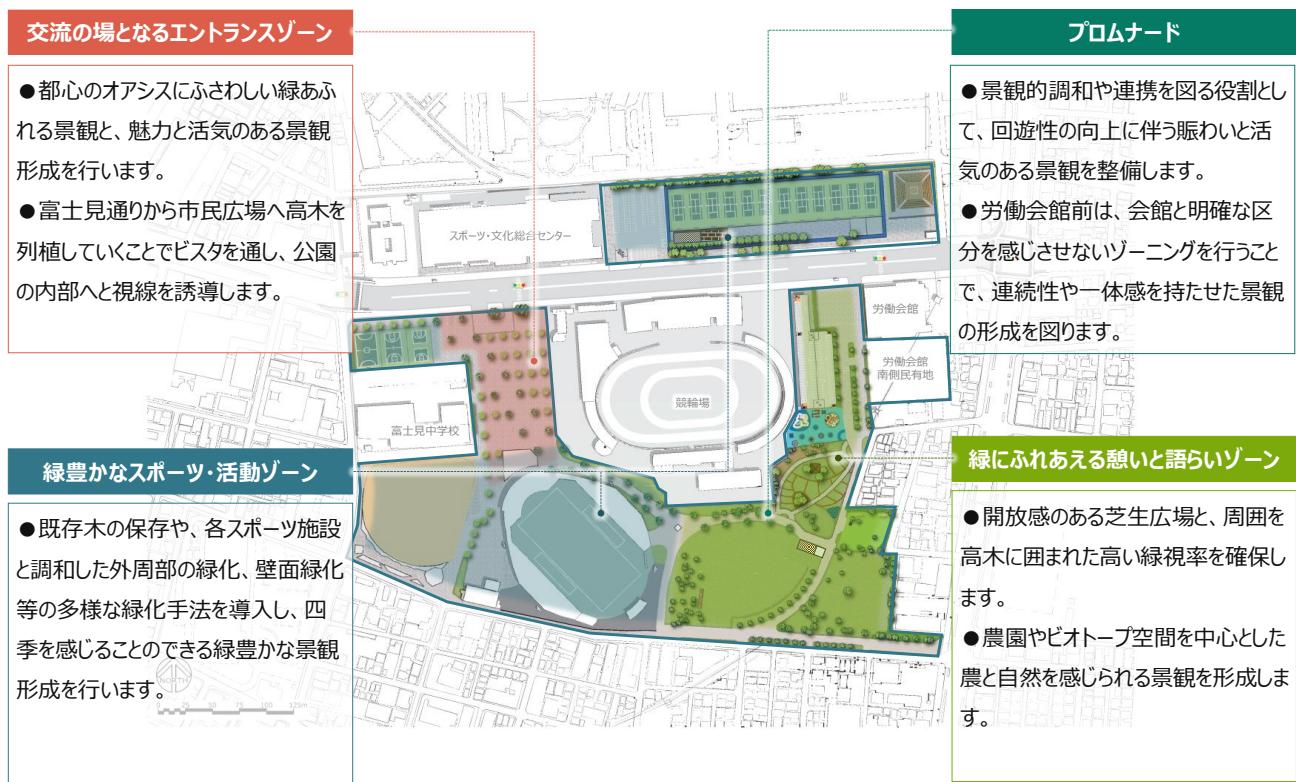
開放感のある芝生広場と、周囲を高木に囲まれた高い緑視率を確保し、都心のオアシスにふさわしい景観形成を行います。また、農園や、ビオトープ空間を中心とした農のある景観を形成します。

④プロムナード

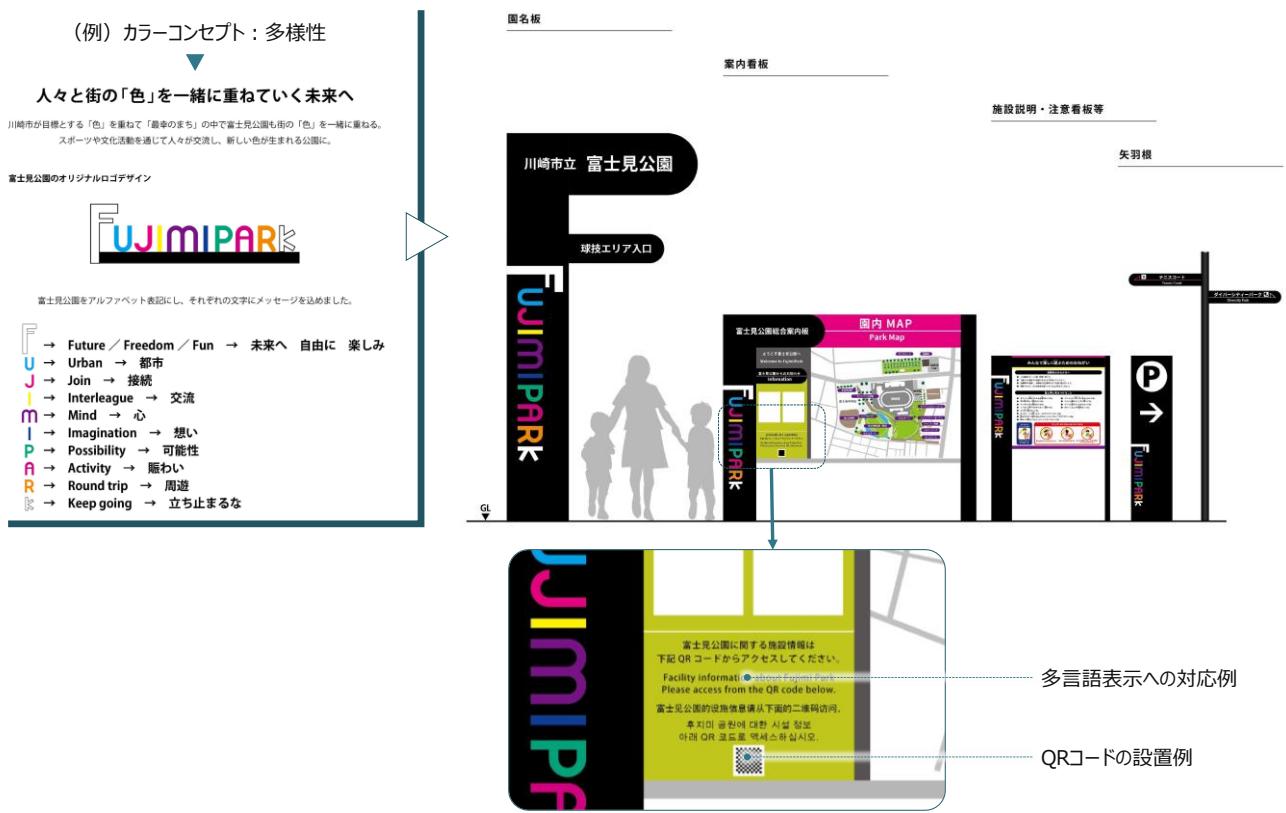
緑の軸として富士見公園の各施設の景観的調和や連携を図る役割として、回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観を整備します。労働会館前は第2の玄関口となるとともに労働会館の出入り口ともなることから、労働会館と明確な区分を感じさせないゾーニングを行うことで、連続性や一体感を持たせた景観の形成を図ります。

(3) サイン

公園内に設置するサインは、景観に配慮したものとし、富士見公園の魅力を向上させる統一したデザインにします。また、富士見公園の各出入り口や、公園内の各施設をはじめとする富士見公園の利用者の利便性を考慮し、富士見公園を訪れる誰もが必要な情報を的確に得られるよう、説明サインや、矢羽根等の案内サイン等を適切に配置します。加えて、多言語表示や二次元コードを活用した情報提供などを取り入れていくとともに、点字表示などのユニバーサルデザインについても適切に取り入れていきます。なお、動線等の整備方針に示すジョギングコースについては、利用者ニーズに応えた距離表示のサインなどを整備します。



景観形成の整備方針



3-3 動線等の整備方針

動線計画については、安全かつ円滑な歩行者動線・自動車動線を念頭に置きつつ、民間活力の導入と連携を図りながら、（1）歩行者動線、（2）自転車動線、（3）自動車動線について次のとおり整備し、自転車や徒歩で回遊できる空間整備や、富士見公園及び地域全体の回遊性向上を目指した利用者動線の明確化を図ります。また、駐輪場及び駐車場についても整備します。園路整備にあたっては、歩行者の安全性を確保するため、生活上必要な自転車動線を除き、原則として歩行者専用とします。加えて、シェアサイクルポートの導入等により、公園内外のアクセスの改善を図ります。なお、川崎富士見球技場と富士見球場の間にある園路は、一般車両の通行を無くし、公園利用者の安全に配慮します。

（1）歩行者動線

歩行者動線については、回遊性の高い歩行空間の創出を行います。公園北側については、富士見通りを通じて公園南側へと移動でき、市民がジョギングやウォーキング等に利用できる緑に囲まれた動線として整備していき、公園南側については、川崎競輪場周辺や川崎富士見球技場周辺の施設・緑地・広場との連携や、回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある空間形成に向けた動線の確保を目指し、プロムナード（主要動線）を整備していきます。

歩行者動線のうち、公園北側に 500m、公園南側に 1 kmのジョギングコースを確保し、舗装や距離表示等のサインを整備します。また、富士見公園内の施設の管理・安全部面に配慮しつつ、各施設を連絡し、公園内を回遊できるようにするとともに、バリアフリー化を図るなどユニバーサルデザインを取り入れます。

（2）自転車動線

自転車動線については、富士見通りにおける自転車通行帯の整備なども踏まえつつ、富士見周辺地区全体を連絡し、生活上必要とされる動線の整備が求められていることから、公園の東西及び南北方向を連絡する動線を確保します。

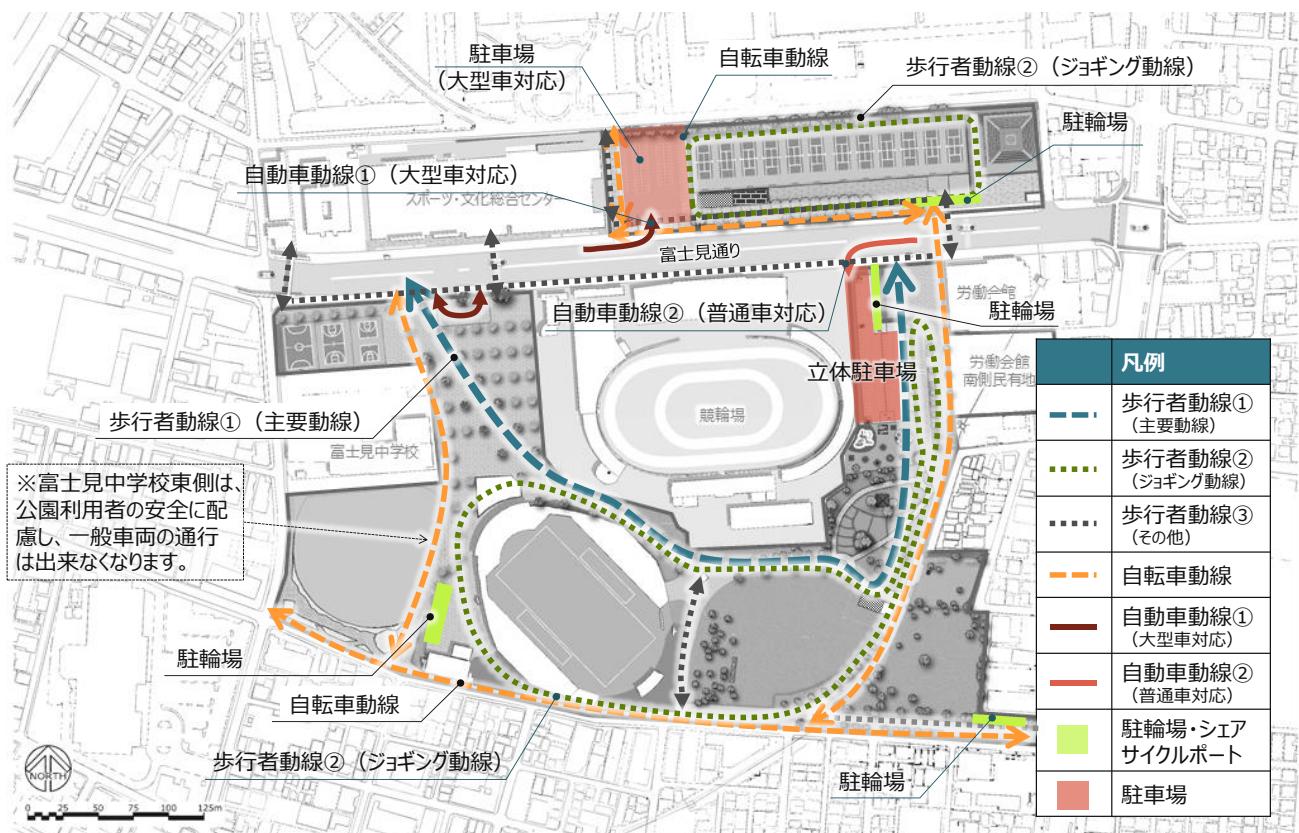
なお、駐輪場は、川崎駅周辺を含めたまちづくりにおける重要課題の一つであることから、公園の利用実態なども踏まえ、4箇所程度整備します。また、来園者等による観光施設間の回遊性向上や商業及び地域の活性化、公共交通の機能補完、放置自転車の抑制などの観点から、シェアサイクルポートの導入を推進します。

（3）自動車動線

自動車動線については、エントランスゾーンにおける現在のバスロータリー機能を維持し、普段は広場として利用し、イベント時にはバスロータリーとして利用できるようにします。公園内への進入については、安全部面の配慮から、左折イン左折アウトを原則とします。

また、災害時における大型緊急車両の動線を想定し、舗装の耐久性を確保するとともに、公園全体の管理用車両、各施設への資機材等の搬入車両の動線について、安全性や利便性に配慮します。

なお、川崎富士見球技場と富士見球場の間にある園路は、一般車両の通行を無くし、公園利用者の安全に配慮します。



動線等の整備方針

3-4 防災機能の整備方針

富士見公園は、広域避難場所としての役割を果たす大規模な公園として、公園の重要な機能の1つである防災機能を充実させるとともに、周辺施設との連携を図りながら、多様な防災機能の向上及び活用と安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出を図ります。

(1) 周辺施設との連携による防災機能の向上

富士見公園に接している富士見中学校は避難所等に指定されていることから、広域避難場所である富士見公園から富士見中学校への円滑かつ安全な移動が可能となるよう避難路の整備や、オープンスペースの確保と防災機能を有する緑化の推進を行います。また、富士見球場及び川崎富士見球技場は、消防機関の活動拠点に指定されており、緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境として、宿营地や車両置き場等に利用することとなっているため、当該施設への大型緊急車両の進入路を整備します。加えて、周辺施設と連携した備蓄機能とマンホールトイレの機能を確保します。

(2) オープンスペースの確保と防災機能を有する緑化の推進

整備にあたっては、災害時の避難や救助・救急活動等の拠点となるオープンスペースの確保を行うとともに、大規模火災における延焼防止などの観点から、既存木の保存や優れた防災機能を有する緑化の推進を行います。

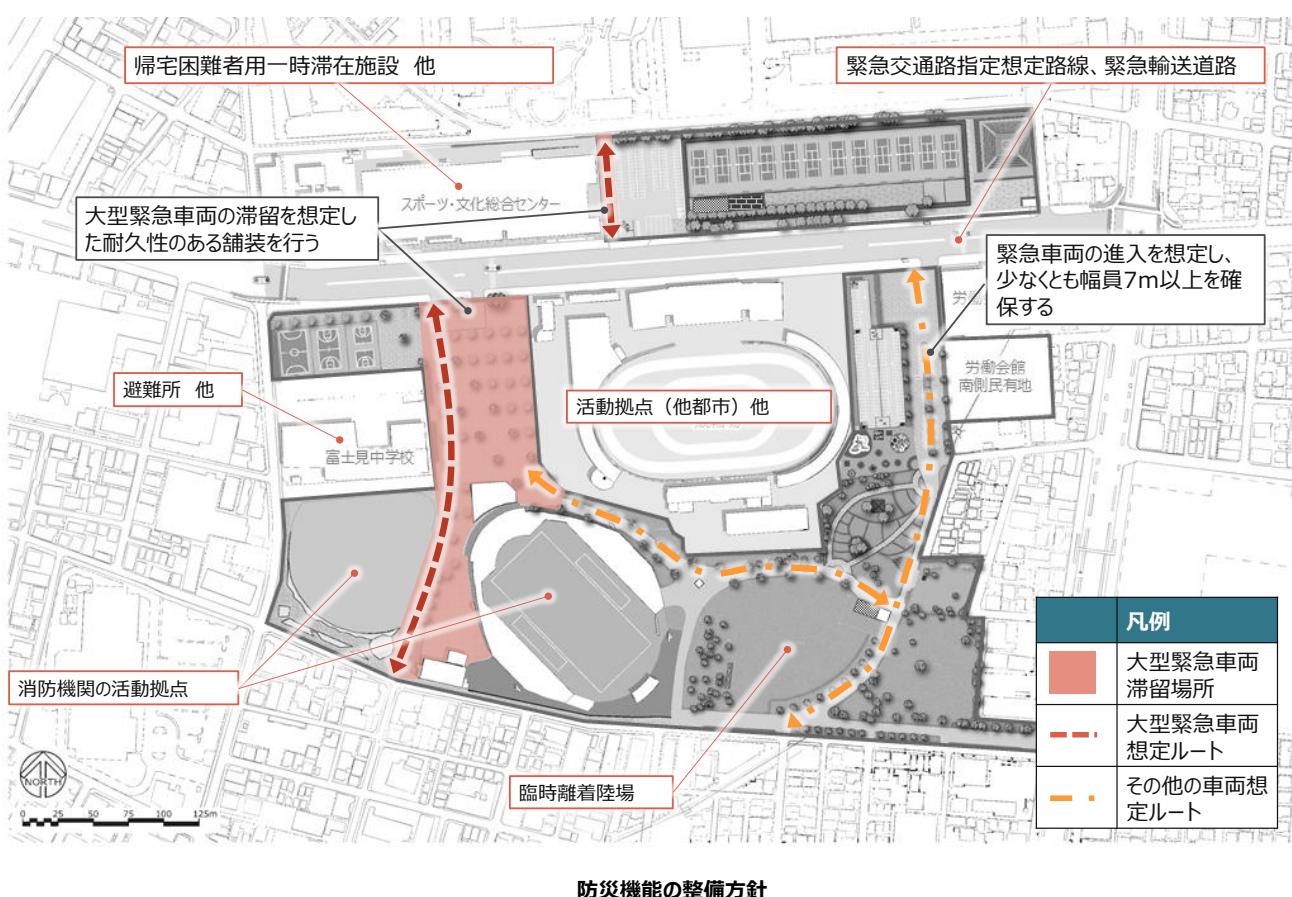
また、地区内には、災害時の拠点となる市民利用施設等の公共施設が多く立地しており、災害応急活動に必要な「臨時離着陸場（ヘリポート）」として現市民広場が指定されています。これらを踏まえ、整備にあたっては、応急活動期における対応を視野に入れたオープンスペースの確保を行います。

(3) 多様な防災機能の向上及び活用

地域防災計画等において、富士見公園が広域避難場所、スポーツ・文化総合センターが帰宅困難者用一時滞在施設、富士見中学校が避難所に指定されていること等を踏まえ、エントランスゾーンなど人が滞留することが想定されるオープンスペースにおいては、停電時にも照明が点灯するよう太陽光発電と蓄電池を設置します。また、市民広場にテントとして利用可能なパーゴラ及び収納縁台を設置することで防災機能の向上を図ります。

(4) 大型緊急車両に対応した舗装

川崎富士見球技場と富士見球場が消防機関の活動拠点となっていることや、競輪場が他都市の活動拠点に指定されていることから、富士見通りから消防車等の大型車が進入し、滞留することを想定し、エントランスゾーンや川崎富士見球技場周辺等において、大型緊急車両の滞留が可能な耐久性のある舗装を行います。また、プロムナードにおいては、公園東側からの緊急車両の進入を想定し、最低7m以上の幅員を確保します。



3-5 活用のための整備方針

本計画では、将来像に示している『活気』、『憩い』、『ふれあい』というキーワードに、教育や子育ての視点を踏まえた『育み』、賑わい機会の効果的な創出に向けた『魅力』というキーワードを加えた5つのテーマから「活用のための整備方針」を定めていくことで、ニーズに応えた施設の再整備と、テーマ性のある公園緑地づくりの推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の危機を契機とした新たな日常の実現に向けた視点を加えた公園機能の充実と、公園を中心とした新たなライフスタイルを創造していきます。そして、ユニバーサルデザインを取り入れ、障がいの有無を問わず、あらゆる人が共に活動できるインクルーシブな空間活用を可能にします。

また、民間事業者の参入による一体的な管理運営手法を導入し、売店・飲食機能など収益施設の整備による収益性の確保・向上と公園緑地及び各施設の連携強化を図ることにより、持続可能な形で効率的・効果的な市民サービスを提供し、オープンスペースの利用形態の多様化に対応することや、財政負担の軽減と、管理運営の効率化、周辺地域の活性化、戦略的なマネジメント等に貢献していきます。

なお、建築においては、既存施設の多目的化や複合化、機能重視の考え方への転換について検討した上で、条例に基づく建築面積の基準の緩和を行っていきます。

(1) 『活気』

日常的な交流の場としての利用や、様々なイベントでの多目的利用、様々な主体や、周辺のまちづくりとの連携などにより、施設と公園とが一体となった、賑わい機能の創出を図ります。また、多様な主体との協働・連携により、人を惹きつけ多くの利用者で賑わうことで、公園の魅力向上と合わせて、まちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとしての利活用、豊かな市民生活の実現へと繋げていきます。

●イベント等の開催できる空間整備

観光振興にも寄与するようなイベント開催が可能な空間としてブロック舗装や芝生のオープンスペースを整備します。また、競輪場と空間活用の連携を図るため、プロムナードの一部に競輪場側への動線を確保し、飲食やイベントスペースの相互利用を推進します。加えて、立体駐車場を整備し、駐車場機能を集約することで、可能な限り公園区域を拡大し、安全でゆとりのある縁のオープンスペースの創出を図り、公園機能の向上に努めます。

●スポーツ活動の充実に向けた整備

スポーツ活動の充実に向けて、テニスコート、相撲場の再整備及び富士見中学校とのタイムシェアを図る多目的広場を整備するとともに、ボール遊びへのニーズに応えるため、ボール遊びコーナーを整備します。また、整備した運動施設を活用し、各スポーツの大会・イベントの誘致や企画開催、スポーツスクール等の開催を行います。

●公園の新たな活用

大学等の教育機関や民間企業等と連携し、新たな環境技術や公園活用に関する実証実験の場として富士見公園を活用し、公園の新たな価値の創造を図っていきます。

●夜間利用

公園の新たな利活用として、夜間利用に向けた整備を行います。夜間利用を推進する範囲を次のとおり定めるとともに、他の園路及び広場についても適切な明るさを確保するため、原則、日本産業規格（JIS）によって規定されている照度基準に準拠した整備とします。加えて、施設管理用カメラや、公園灯・フットライトを適切に配置すること等により、夜間の防犯対策を図ります。

①エントランス広場・市民広場

エントランス広場は、待ち合わせ場所や夜間のイベント、飲食スペース等、人が集まる想定を想定し、夜間における利用者の安全性を考慮して整備します。また、市民広場は民間活力により、日中から夜間にかけて利用可能な飲食施設を誘導し、夜間については酒類の提供も可能とします。加えて、公園施設を引き立てるため、演色性※を十分考慮した照明とします。

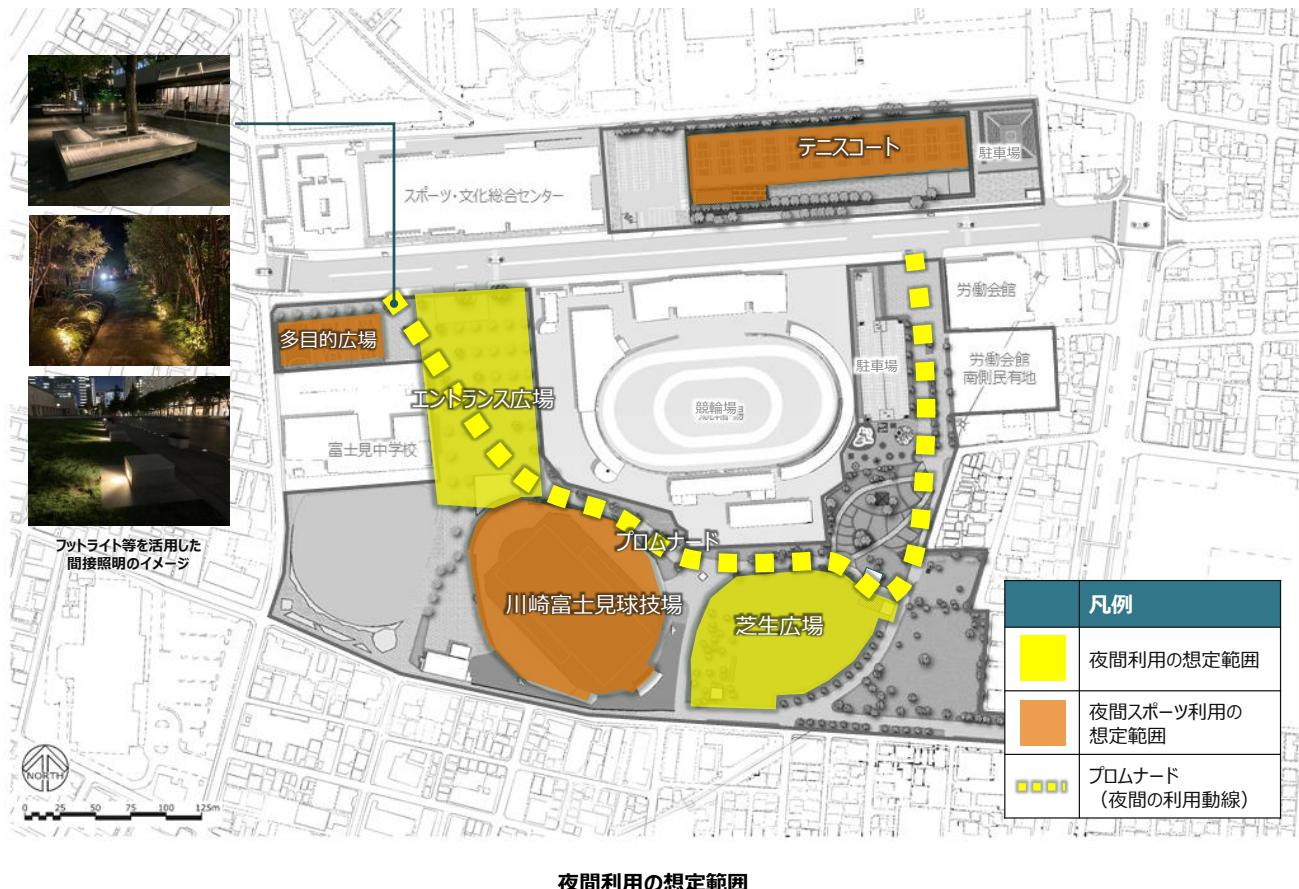
②プロムナード

各々の広場をつなぐプロムナードは、公園灯と併せて、フットライト等の間接照明を活用し、公園入口から動線を確保するとともに、ムードの演出を行います。また、南側エリアの既存照明と併せて、光源は暖色系とします。

③多目的広場・川崎富士見球技場・テニスコート

競技者が安全かつ快適に競技を行えるよう、日本産業規格（JIS）の照度基準に準拠した明瞭な照明設備を整備することにより、夜間のスポーツ利用を推進します。

※演色性：照明によって照らされる物の色の見え方を決める光源の性質で、自然光（太陽光）を基準にして評価した数値を平均演色評価数（Ra）といいます。自然光を100とし、数値が大きいほど自然光で見た色に近くなることを示します。



夜間利用の想定範囲

（2）『憩い』

新たな生活様式に対応した、過密を避けながら様々な活動を行うことができる場であり、皆が居心地の良さを感じられる空間を創出するため、各ゾーンの特性を踏まえた上で、休養施設を適切に配置します。休養施設の形態や材質等は各ゾーンの目的や設えに合ったものとしますが、景観性や耐久性に優れた材質を使用します。

①交流の場となるエントランスゾーン

大規模イベント等を想定するため、広場のメインとなる範囲については、オープンスペースの確保を優先し、イベント毎に可動式のベンチ等にて対応するものとしますが、プロムナード沿いにおいては、利用者同士の交流や憩いの創出のために高木と組み合わせたツリーサークルベンチ等の設置を行います。

②緑豊かなスポーツ活動ゾーン

テニスコートや相撲場など再整備する運動施設では、試合の観戦を目的とした観客席をスポーツの種類や規模に応じて整備します。

③緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン

高齢者の利用を想定する空間では、長い時間滞在できるように四阿など屋根付きの休養スペースを確保することや、障がい者の利用を想定する空間では、ユニバーサルデザインに配慮するなど各々の利用形態に応じた休養施設の配置を行います。また、芝生広場では、既設のパーゴラが設置されている位置に防災パーゴラと縁台を設置しますが、多様な空間活用を促すため、広場内は固定式のベンチ等の施設は設置せず、可動式のデッキチェア等の貸出しを行うものとします。

④プロムナード

メインの動線となるプロムナードについては、植栽地との組み合わせを活かし、木材や合成木材など自然素材を用いたベンチや夜間利用を想定した間接照明と組み合わされたスツール等を配置します。形態については、隣接する市民広場に合わせ、憩いを提供できるものとします。

⑥その他

動線等の整備方針において、歩行者動線としている園路については、ウォーキングやジョギング中の一時的な休憩を想定し、50mに 1 箇所程度のベンチを設置します。なお、交差部等の見渡しの効く場所では、交流を兼ねた憩いの場となるようにベンチを複数設置します。



休養施設のイメージ（①②：間接照明を兼ねたスツール及びツリーサークルベンチ／③車椅子利用も可能な野外卓／④可動式ベンチ／⑤植栽地との調和を図った木質ベンチ）

（3）『ふれあい』

富士見公園では、公園を基点として、新たなコミュニティの形成や多様なつながり（ソーシャルキャピタル）、居場所を創出しつつ、多様な主体が参画して社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティの形成を目指して整備します。整備後は、様々な主体を横断的にマッチングさせ、新たなコミュニティの形成や、公園の新たな価値・活用を創出していくます。

様々なスポーツやイベント等が可能な空間を整備することで、多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成や超高齢社会に対応する地域コミュニティの形成を図ります。また、自然体験・農体験を通じた多世代の交流による持続可能な社会形成の実現を可能にするため、農と自然を体感できる広場を整備します。

（4）『育み』

子育て・教育環境の向上を図るため、創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を推進する芝生広場や、障がいの有無に関わらずそこを訪れるすべての人が同じように楽しく安心して遊び、学び、体を動かせるインクルーシブな空間を整備します。また、乳幼児の利用に配慮した授乳室やおむつ替えスペースの確保、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレの整備など、アメニティ機能の充実を図るとともに、親水空間の整備やイベントプールの開催など夏場の水遊びについても取り組んでい

きます。

高齢者まで幅広い年齢層の健康増進に寄与し、健康・レクリエーション空間を提供するため、ジョギング・ウォーキングコースの設定や、健康器具の設置とそれらの総合的な利用を紹介する案内看板等を整備するとともに、「公園利用から人々を健康に導く」というヘルシーパーク※の理念を取り入れて、健康づくりのホームベース機能を充実させます。

プラネタリー熱間圧延機フィードロール減速機用歯車を富士見公園のランドマークとしても利用できるように、プロムナードの一部に移設することや、旧川崎球場時代から設置されている既存照明塔をモニュメントとして整備するなど、地域の歴史・文化を保存・活用し、歴史・未来を感じられる空間を整備します。さらに、新たな文化を生み出す基盤として、エクストリームスポーツやストリートカルチャーなどの若者文化に興じる子どもや若者がいる風景を創出し、次世代を担う子ども・若者の健やかな成長を促す観点から、3人制バスケットボール等の利用に対応した広場を整備します。



親水空間のイメージ



プラネタリー熱間圧延機フィードロール減速機用歯車

※ ヘルシーパーク：1999年にオーストラリアのパークス・ヴィクトリアという公園で始まった運動で、公園利用を通じて人々を健康に導くことをコンセプトにしています。長年にわたり公園が蓄積してきた資源を、少子高齢化等の課題解決に向けて活用していく取組が世界中に広がっています。

(5)『魅力』

様々な活動・イベントに対応できる空間確保や、カフェ等の飲食サービスの場の充実など、高齢者から子どもまで幅広い年齢層が利用しやすい賑わいのある公園空間の整備を推進するとともに、効率的・効果的な整備・管理運営の観点から民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした特色ある魅力的な整備を推進します。

第4章 各施設の整備計画

推進計画における施設は下図のとおり「エリア別の整備方針」と「市民利用施設等公共施設の整備方針」において整理されています。これに第3章で整理した基本的な考え方を踏まえて、下表に示した施設について各施設の整備計画を定めます。なお、本内容は市の考え方を示したもので、民間事業者のアイデアやノウハウを活用した整備に取り組んでいきます。



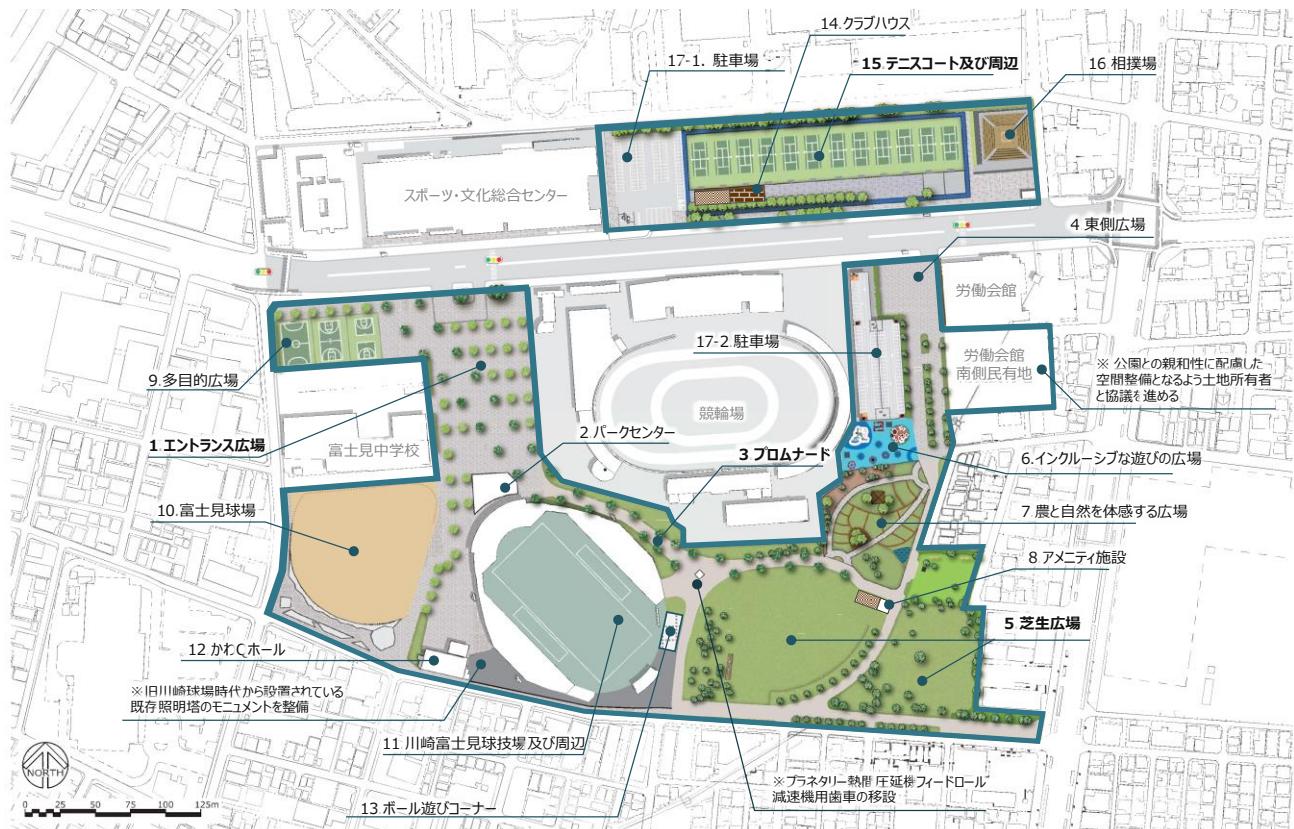
推進計画におけるエリア別整備方針図

推進計画における施設と本計画における施設の整理



1 施設の配置と規模

再編整備における施設の配置と規模については、表「施設の配置と配慮事項」、表「施設の想定規模と整備概要」に示した内容を原則としますが、各施設の整備計画に記載した内容を充足した上で、複合化することも可能とします。また、施設名称については、整備内容を示すための暫定的なものであり、民間提案等を踏まえて決定していきます。



施設の配置計画図（イメージ）

施設の配置と配慮事項

No	施設名	想定配置				配慮事項	
		配置ゾーン					
		①エントランス	②スポーツ・活動	③憩い・語らい	④文化・教育		
1	エントランス広場	●	-	-	-	-	
2	パークセンター	●	-	-	-	-	
3	プロムナード	●	●	●	-	エントランスゾーンと労働会館前をつなぐように配置する	
4	東側広場	-	-	●	-	労働会館前に配置する	
5	芝生広場	-	-	●	-	-	
6	インクルーシブな遊びの広場	-	-	●	-	駐車場からのアクセス性に配慮した配置にする	
7	農と自然を体感する広場	-	-	●	-	既存の農園・ビオトープ空間を活かした配置とする	
8	アメニティ施設	-	-	●	-	みどりにふれあえる憩いと語らいのゾーンの各施設からアクセスしやすい配置とする	
9	多目的広場	-	●	-	●	教育文化会館跡地に配置する	
10	富士見球場	-	●	-	●	-	
11	川崎富士見球技場及び周辺	-	●	-	-	-	
12	かわQホール	-	●	-	-	-	
13	ボール遊びコーナー	-	●	-	-	近隣への騒音に配慮した配置にする	
14	クラブハウス	-	●	-	-	テニスコートに隣接した配置にする	
15	テニスコート及び周辺	-	●	-	-	富士見通りの北側に配置する／近隣への騒音に配慮した配置にする	
16	相撲場	-	●	-	-	-	
17	駐車場	-	●	●	-	富士見通りからのアクセス性に配慮する／大型バスの利用可能な駐車場を富士見通りの北側に配置する	

※凡例： ①エントランス：交流の場となるエントランスゾーン / ②スポーツ・活動：緑豊かなスポーツ・活動ゾーン

/ ③憩い・語らい：みどりにふれあえる憩いと語らいのゾーン / ④文化・教育：立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン

施設の想定規模と整備概要

No	施設名	想定規模	整備内容
1	エントランス広場	敷地面積 約12,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見の顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備する ・緑に囲まれながら開放感のある広場空間を整備する ・多機能性を有するグリーンインフラを整備する ・公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスローラー機能を整備する
2	パークセンター	延べ面積 約600m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見公園全体の総合的なパークマネジメントを担う施設として整備する ・オープンスペースの利便性向上を図るための補助機能として整備する ・脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入と木造・木質化を図る
3	プロムナード	延長 約500m	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が往来し、憩いと語らいのある緑豊かな園路を整備する ・災害時の利用に配慮した整備を進める ・環境・防災に配慮したグリーンインフラや親水空間を整備する ・健康増進のためのジョギングコースと健康器具を整備する
4	東側広場	敷地面積 約2,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・労働会館との調和を図り、一体利用も考慮した広がりのある空間を整備する
5	芝生広場	敷地面積 約18,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが柔軟に活用できる芝生のオープンスペースを整備する ・創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を整備する ・憩い、語り合うことのできる拠点として飲食施設を整備する ・車椅子等でも利用できる人工芝の広場を整備する ・公園を通じて健康増進へと導く拠点を整備する
6	インクルーシブな遊びの広場	敷地面積 約1,500m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人が快適に過ごせるインクルーシブな遊びの空間を整備する ・安全・安心な広場としてフェンス等の構造物や植栽を整備する
7	農と自然を体感する広場	敷地面積 約5,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が農を体感できる空間を整備する ・農と自然を活かした「子どもの自由な遊び場拠点」を整備する ・生物多様性に寄与したビオトープ空間を整備する
8	アメニティ施設	延べ面積 約100m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・景観や環境に配慮したアメニティ施設を整備する ・ユニークなデザインに配慮した誰もが使える施設を整備する ・多様な活用が可能な市民利用施設を整備する
9	多目的広場	敷地面積 約3,500m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス広場へ利用者を誘導する通過動線を整備する ・富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とする
10	富士見球場	敷地面積 約8,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見中学校の教育環境の向上と連携した野球場を整備する
11	川崎富士見球技場及び周辺	敷地面積 約24,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に緑を配置したスポーツ活動の拠点となる賑わい空間を整備する ・大型緊急車両の滞留を想定した防災機能の充実を図る ・多様な競技場利用に対応した大型映像装置を整備する
12	かわQホール	延べ面積 900m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の機能を活かし、スポーツ教室、講演会、展示会の開催など、富士見公園における多様な利用を推進する
13	ボール遊びコーナー	敷地面積 約500m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットフェンスに囲まれたボール遊びが可能な広場を整備する
14	クラブハウス	延べ面積 約350m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート及び相撲場の運営に必要な機能を整備する ・脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入と木造・木質化を図る
15	テニスコート及び周辺	コート数 12面	<ul style="list-style-type: none"> ・大会利用等のニーズを踏まえ12面のテニスコートを整備する ・市民が様々に利用できる緑に囲まれた空間を整備する ・富士見通りと公園北側を南北に移動でき、緊急時の大型緊急車両の停車スペースを確保する ・緑豊かなスポーツ活動を補う飲食施設を整備する
16	相撲場	敷地面積 約2,300m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・土俵、屋根、客席を有する相撲場を整備する
17	駐車場	台数 360台	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の利便性を考慮し、公園の南側・北側に駐車台数360台程度を整備する ・多様な緑化手法を導入し公園の景観に配慮したデザインとする ・観光や大規模なイベントを想定し大型バスも利用可能な駐車場を整備する

2 建築物

2-1 想定する建築物

多様化・増大化する市民ニーズ等を的確に捉え対応していくため、公園内に散在した建築物を集約し、施設の多目的化及び複合化の検討を行います。また、受付・窓口、飲食等の便益機能については、周辺施設の有する機能を踏まえるとともに、公園内の利用を想定した上で、分散配置するなど、施設が持つべき機能の検討を行う「機能重視」の考え方で整備します。

既存の公園施設であるスポーツ・文化総合センター、かわ Q ホール等の機能を整理した上で、想定する建築物の機能を次のとおりまとめました。

- 既存の管理棟及び電気設備棟、更衣室・シャワールーム・トイレ機能を有するアメニティ棟、備品倉庫の機能を複合化し、富士見公園全体の総合的なパークマネジメント機能、富士見通り南側に位置する各公園施設の受付機能及びエントランス広場や市民広場の有効活用に向けた資材・スペースの貸出し等の補助機能を担うパークセンターを整備します。
- 既設のトイレを再整備し、パークセンターとクラブハウスのアメニティ機能を補完する施設を整備します。施設の配置は、アメニティ機能の分散配置を行う観点から、パークセンターとクラブハウスと一定程度間隔を開けた位置とします。
- 富士見通りの北側においては、現状のテニスコートと相撲場に設置されているシャワー室や更衣室、トイレといったアメニティ機能を複合化したクラブハウスを整備します。
- 駐車場機能を集約し、オープンスペースを確保するための立体駐車場を整備します。
- 既存と同等規模の相撲場を整備します。
- 富士見通りの北側と南側に計 2 箇所の飲食施設を整備します。
- 各施設に防犯対策として施設管理カメラを設置します。

想定される建築物の機能

■想定される機能		■施設名						
		パークセンター	アメニティ施設	クラブハウス	相撲場	立体駐車場	かわQホール	(参考)カルッツかわさき
■アメニティ機能								
トイレ	●	●	●	-	-	●	●	
多目的トイレ (車椅子利用者・オストメイト他)	●	●	●	-	-	-	-	●
子ども用トイレ	-	●	-	-	-	-	-	-
おむつ交換台	●	●	●	-	-	-	-	●
授乳室	●	-	-	-	-	-	-	●
簡易ベッド	●	-	-	-	-	-	-	●
シャワー室	●	-	●	-	-	●	●	
更衣室	●	-	●	-	-	-	-	●
休憩室	-	-	●	-	-	-	-	●
■便益機能								
受付・窓口	●	-	●	-	-	-	-	●
ロッカー	●	-	●	-	-	●	●	
■会議等機能								
会議室	-	-	-	-	-	●	●	
実習室・研修室	-	-	-	-	-	-	-	●
和室	-	-	-	-	-	-	-	●
フリースペース	-	-	-	-	-	-	-	●
■管理機能								
管理事務室	●	-	●	-	-	-	-	●
倉庫（資材置き場）	●	-	●	-	-	-	-	-
駐車場	-	-	-	-	●	-	-	●
エレベーター	-	-	●	-	●	-	-	●
■教育・文化機能								
ギャラリー	●	-	-	-	-	-	-	●
ホール	-	-	-	-	-	-	-	●
楽屋	-	-	-	-	-	-	-	●
リハーサル室	-	-	-	-	-	-	-	●
音楽室	-	-	-	-	-	-	-	●
スタジオ	-	-	-	-	-	-	-	●
児童室	-	-	-	-	-	-	-	●
ステージ	-	-	-	-	-	-	-	●
プレイルーム	-	-	-	-	-	-	-	●
■スポーツ機能								
テニス大会本部室 (放送・音響設備含む)	-	-	●	-	-	-	-	-
体育室	-	-	-	-	-	-	-	●
弓道場	-	-	-	-	-	-	-	●
武道室	-	-	-	-	-	-	-	●
トレーニング室	-	-	-	-	-	-	-	●
相撲場	-	-	-	-	●	-	-	-

2-2 川崎市都市公園条例に定める建蔽率の見直し

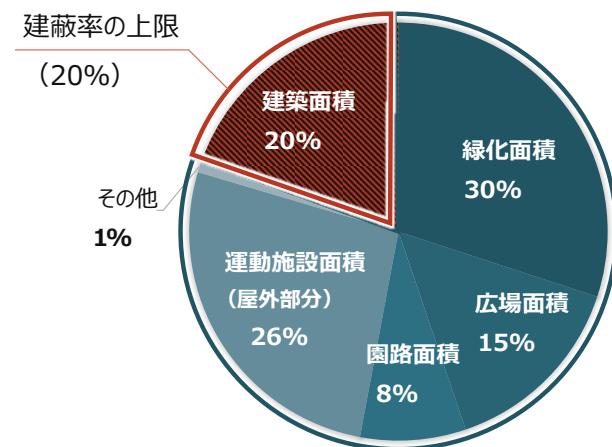
(1) 将来像の実現に向けた新たな建築の必要性

富士見公園には、スポーツ・文化総合センターなど、相撲場、川崎富士見球技場、テニスコート等のスポーツ施設が多く存在しており、公園の敷地面積に対する建蔽率は、川崎市都市公園条例（以下、「市条例」という。）に定める上限の12%に対して約11.95%と、新たな施設を増築することは困難な状況となっています。

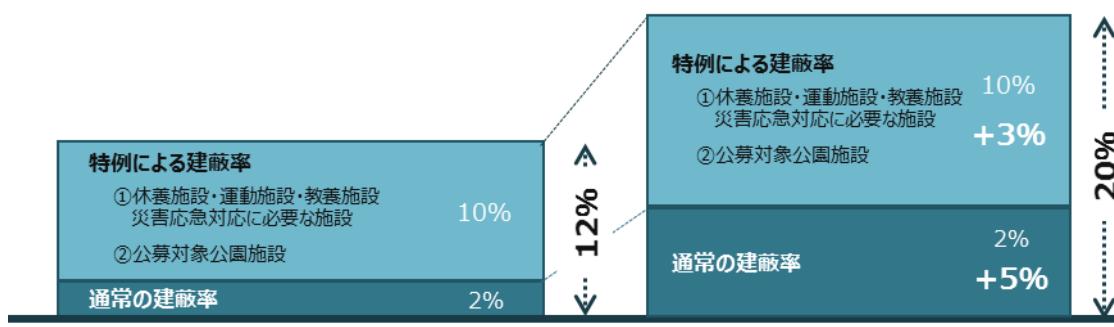
一方、将来像に掲げる「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」を実現するためには、立体駐車場の建築によってオープンスペースを確保するとともに、公園の機能強化や、利便性・快適性の充実を図るパークセンターやクラブハウス、アメニティ施設や、賑わいと憩いの空間を創出するカフェなどの民間収益施設を整備し、収益性の確保や財源負担の軽減を図る必要があります。

(2) 建蔽率の上限値

富士見公園における建蔽率の上限値については、必要な緑地の確保に加え、広場や園路、運動施設などをバランスよく配置することにより決定する必要があることから、「各施設の整備方針」で定めた考え方等に基づき想定される各施設の面積を導き出した結果を踏まえて、12%から20%へと変更します。



計画に基づき整備すべき面積と建蔽率の上限



建蔽率の見直し案

3 各施設の整備計画

3-1 エントランス広場

(1) 富士見の顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備する

多くの市民が憩い、活動できる「富士見の顔」としてふさわしい緑地や広場の確保を行いながら、日常的な交流の場としての利用や、様々なイベントでの多目的利用、競輪場と一体的な空間利用などを想定し、観光にも寄与するようなイベント開催可能な空間として概ね 1.2ha の広場を整備します。広場内には、イベントプールなどを想定した給排水設備や、仮設の飲食施設等を配置したイベントに対応するための電気設備などを整備します。また、富士見通りから芝生広場へメタセコイア等のビスタを利かせることのできる高木を列植することで、視線誘導を可能にします。さらに、一体的な公園利用を促進する観点から、川崎富士見球技場と富士見球場の間にある園路は、一般車両の通行を無くします。

(2) 緑に囲まれながら開放感のある広場空間を整備する

富士見公園のエントランスとして、緑に囲まれながら開放感のある都心のオアシスを体感できる空間を創出するため、シンボルツリーとなる高木を格子状に植栽し、下枝高を一定の高さで維持することにより、広がりと緑陰のある広場として整備します。また、樹種については、富士見通りからの景観の連続性を考慮し、樹形や四季の彩りがふさわしい樹木を選択します。既存の緑地については、可能な限り保全し、シンボルツリーとなる高木を保存・育成または移植することとしますが、生育不良木、又は著しく樹形が乱れている樹木等、再整備する広場に適さない緑地については、植え替えを行うなど富士見の顔としてふさわしい都市型の緑地空間へと変更していきます。なお、ベンチ等の休養施設については、イベント等の利用に支障が出ないよう、植栽の周辺にサークルベンチを置くなど形態や配置に配慮していきます。

(3) 多機能性を有するグリーンインフラを整備する

舗装については、緊急時における消防車など大型緊急車両の滞留を想定し、十分な耐久性を確保するとともに、集中豪雨等による都市型災害への対応やヒートアイランド現象の緩和などの環境対策、温室効果ガスの吸収固定などの多機能性を有した広場とするため、路床改良と保水性舗装、高木の植栽を組み合わせたグリーンインフラを整備します。

(4) 公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスロータリー機能を整備する

現在のバスロータリー機能を維持し、普段は広場として利用し、イベント時には長さ約 12mの大型観光バスが進入可能なバスロータリーとして利用できるようにします。バスロータリーの範囲は、舗装の色やデザインを変更することで明示し、入り口部分に車止めを設置し、通常時は広場空間として利用できるようにします。また、舗装の種類は、広場同様に大型緊急車両に対応し、保水機能を有するものとします。



エントランス広場のイメージ（上図は春、下図は秋のイメージ）

3-2 パークセンター

(1) 富士見公園全体の総合的なパークマネジメントを担う施設として整備する

既存の管理棟及び電気設備棟、更衣室・シャワールーム・トイレ機能を有するアメニティ棟、備品倉庫の機能を集約し、富士見公園全体の総合的な運営と日常的な管理、来園者への受付・情報発信を担う機能を有するパークセンターを整備します。また、川崎富士見球技場、富士見球場、多目的広場など、富士見通りの南側に位置する各公園施設の受付・窓口機能として整備します。

(2) オープンスペースの利便性向上を図るための補助機能として整備する

エントランス広場や市民広場等のオープンスペースにおけるイベントの開催など、有効活用を図るために必要となる窓口機能や、資材（机・椅子等）の貸し出しなど、富士見公園の利便性の向上に繋がる機能を整備します。

(3) 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入と木造・木質化を図る

脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電システムを導入するとともに、建物の木造・木質化を図ります。また、建物内にバイオフィリックデザインを導入することで、木造・木質化と一体感のある室内環境を創出します。



周囲の景観に合わせた総合的なおもてなしの場（生田緑地・東口ビジターセンター）

3-3 プロムナード

(1) 市民が往来し、憩いと語らいのある緑豊かな園路を整備する

プロムナードは、エントランス広場から繋がるメインの動線として、入口部は広場と一体となるよう幅員を持たせた園路として整備します。また、プロムナードの周辺部は、エントランス広場からの連続性を確保するためにメタセコイア等のビスタを利かせることのできる高木を列植するほか、鑑賞対象となる多年草や中低木など多様な植物を混植し、名板等のサインで適宜紹介していくことにより、植物観察が可能な園路として整備します。加えて、植栽と景観にマッチしたベンチ等を配置することによって、利用者が緑を享受しながら、語らいと憩いの生まれる緑豊かな園路を整備します。さらに、プロムナードの一部に競輪場側への動線を確保し、飲食施設やイベントスペースの相互利用を推進するとともに、プラネタリー熱間圧延機フィードホール減速機用歯車を富士見公園のランドマークになるように、プロムナード内に移設します。

(2) 災害時の利用に配慮した整備を進める

災害時には広域避難場所として緊急車両等の通行が想定されることから、舗装については十分な耐久性を確保するとともに、幅員については緊急車両の通行に十分配慮し、少なくとも 7m以上を確保します。

(3) 環境・防災に配慮したグリーンインフラや親水空間を整備する

環境や防災に配慮した良好な都市空間の形成に貢献するため、保水機能のある舗装や厚みと高さのある緑化地を配置するとともに、バイオスウェルやレインガーデンといった雨水貯留・浸透機能を効果的に整備します。また、農と自然を体感する広場のビオトープ空間と連動させ、エコトーンの創出や親水空間を整備します。加えて、グリーンインフラによる環境貢献効果の可視化を図るため、サイン等を整備します。

(4) 健康増進のためのジョギングコースと健康器具を整備する

プロムナードと川崎富士見球技場周辺を回る 1km のジョギングコースを整備します。また、健康器具を分散配置されることにより、芝生広場の利用と併せて総合的な健康増進が可能な園路として整備します。



プロムナードのイメージ

3-4 東側広場

(1) 労働会館との調和を図り、一体利用も考慮した広がりのある空間を整備する

東側広場は、富士見通り、プロムナードへ続く第2の玄関口となることに加え、駐車場・バス停からのアクセス性の良さを活かし、多目的に使える広場空間として整備します。また、労働会館の目指す公園の緑と共生することができる施設整備に配慮した植栽計画を立てるとともに、連続性や一体感を意識した広場とし、環境や緑との共生に向けた施設の一体的な利用に向けて利用動線に配慮して整備します。

3-5 芝生広場

(1) 誰もが柔軟に活用できる芝生のオープンスペースを整備する

人を惹きつけ、多くの利用者で賑わうことで、公園の魅力向上と合わせて、地域の活性化や都市の価値の向上にも繋がるような、市民が憩い、語らうことのできる芝生広場を整備します。

芝生広場は、利用者ニーズに合わせて柔軟に活用できる空間とすることに加え、ワーキングスペースとしても活用できるようにするため、公衆無線LANの活用や、可動式のベンチの貸出しを行います。また、芝生の健全な育成を図るため、既設の散水設備等を整備します。加えて、広場周辺は緑に囲まれた都心のオアシスを演出するため、可能な限り既存木等を活かすとともに、必要に応じて補植を行うことで、周辺とのバッファーとして整備します。

(2) 創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を整備する

イベント等で手作り遊具の設置や、ニーズに合わせた移動型遊び場の設置などにより、運営上の创意工夫で様々な活用できる広場を創出します。また、多様な遊びを促し、広場のアクセントをつけるため、広場利用を阻害しない位置に、木のぬくもりを感じられ、ワクワク感をかきたてるような遊具を芝生広場と調和した遊びの仕掛けとして整備します。

(3) 憩い、語り合うことのできる拠点として飲食施設を整備する

芝生広場を憩いとふれあいの拠点とするため、テイクアウト利用もできるカフェ等の飲食施設を整備します。

(4) 車椅子等でも利用できる人工芝の広場を整備する

車椅子等でも容易に利用でき、ヨガ教室等のイベント開催や、キッチンカー等の飲食機能にも活用可能な、インクルーシブな人工芝の広場を芝生広場の一部に整備します。

(5) 公園利用を通じて健康増進へと導く機能を整備する

公園利用を通じて健康へと導くヘルシーパークの理念を基に、園内のジョギング・ウォーキング利用やスポーツ等のアクティビティなどと組み合わせた健康づくりに関する総合的なサインの整備等により、公園内を利用して健康増進を図るための拠点を整備します。



市民広場のイメージ

3-6 インクルーシブな遊びの広場

(1) 多様な人が快適に過ごせるインクルーシブな遊びの広場を整備する

そこを訪れるすべての子どもが同じように楽しく安心して遊べる空間として、障がいの有無に関わらず遊べるインクルーシブ遊具や、乳幼児向けの遊具、子どもと一緒に来た大人もリラックスできるようベンチや縁台等の休養施設を適正に配置するなど、あらゆる人が快適に過ごせるインクルーシブな空間を整備します。

(2) 安全・安心な広場としてフェンス等の構造物や植栽を整備する

公園利用者の安全性等の観点から、見通しが良好安全・安心な広場として整備を進めます。また、対象者や利用目的などを基にゾーニングを行い、必要に応じてフェンス等の構造物や境栽を設けることで、安全性の確保を図ります。



インクルーシブな遊具の例（秋葉台公園・藤沢市）

3-7 農と自然を体感する広場

(1) すべての人が農を体感できる空間を整備する

既存の農園及び水田を再整備し、すべての来園者が気軽に農を体感できるようアクセス性と回遊性及びバリアフリーに配慮した出入り口及び散策路の整備や、作物等を紹介するサインなどを整備します。また、川崎の特産品や郷土作物、新品種を栽培するなど、本市の農の取組を紹介できる見本園を整備します。加えて、環境に配慮した栽培方法で野菜やハーブ等を育てて、体験講座や活動を行い、農や園芸を通じた交流の場としても活用していきます。



田んぼでの植付け体験（川崎区 富士見公園）

(2) 農と自然を活かした「子どもの自由な遊び場拠点」を整備する

子どもの多様な発想を形にする「子どもの自由な遊び場の拠点」として土面を活かしたオープンスペースを整備します。子どもの自由な遊び場の拠点とするためには、起伏ある土の山や草原、木登りのできる樹木など、子どもたちの想像力をかきたてる工夫が必要と考えられますが、具体的な空間づくりについては、子どもたちの自由な発想を活かしながら徐々に創り上げていきます。また、学校教育機関と連携して稻作を推進することや、水田を利用した泥んこ遊びなど、子どもの自然遊びを推進します。



冒険遊び場（東京都新宿区 新宿中央公園）

(3) 生物多様性に寄与したビオトープ空間を整備する

既存の池を改修し、多様な生物が生息できる環境を整えることで、生物多様性の保全への貢献と、環境教育・環境学習の場としても機能するように活用を推進します。また、プロムナードのグリーンインフラ及び親水空間と連携させ、エコトーンのあるビオトープ空間として整備します。エコトーンには、湿地性の植物を植栽し、生物多様性の保全に寄与とともに、修景効果を生む都市型のビオトープ空間として整備します。

3-8 アメニティ施設

(1) 景観や環境に配慮したアメニティ施設を整備する

一般の公園利用者のほか、「インクルーシブな遊びの広場」の利用者を想定したトイレや乳幼児利用を想定したおむつ替え施設など、アメニティ施設として清潔感のある施設を整備します。また、施設の意匠は屋外空間との景観の連続性に配慮します。また、脱炭素化への取組を推進するため、LED 照明を用いるとともに、太陽光発電などのグリーンエネルギーを導入します。

(2) ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使える施設を整備する

多機能トイレ、オストメイト、おむつ替えスペースの設置などを行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが円滑に利用しやすい施設を整備します。

3-9 多目的広場

(1) 多様な活用が可能な市民利用施設を整備する

川崎駅側から最もアクセス性の良い広場であることから、若者文化の発信にも寄与するなど、多様な活用が可能な運動広場とするため、3人制バスケットボールやフットサルなど幅広いスポーツ利用を想定した舗装にするとともに、昼夜問わずに安全で快適な運動環境を確保するため、防球ネットやナイター照明等を整備します。

(2) エントランス広場へ利用者を誘導する通過動線を整備する

周辺景観と調和した魅力的なデザインに努めるとともに、富士見通り及びエントランス広場に面する部分については、セットバックし、「富士見の顔」にふさわしい植栽や舗装等を行うことで、エントランス広場へ利用者を誘導する通過動線を整備します。

(3) 富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とする

市民利用施設としての機能に加え、富士見中学校のグラウンドとしての活用も可能な整備を行い、時間を分けてシェアすることにより、機能を両立させるとともに、周辺環境や生徒の安全にも十分配慮します。



Image : 3人制バスケットボールエリア（相模原市・小山公園ニュースポーツ広場）

3-10 富士見球場

(1) 富士見中学校の教育環境の向上と連携した野球場を整備する

ファールボール等の飛び出しを防止するため、防球ネットの整備等を行い、隣接する富士見中学校の教育環境の向上を図ります。また、既存の市民広場の野球場機能を兼ねた施設とします。

3-11 川崎富士見球技場及び周辺

(1) 周辺に緑を配置したスポーツ活動の拠点となる賑わい空間を整備する

一体的な公園利用を促進する観点から、川崎富士見球技場と富士見球場の間にある園路について、一般車両の通行を無くすことや、川崎競輪場との間に位置する駐車場やフェンス等を移設し、周囲に緑を配置することにより、一団の緑の確保を図ります。また、ジョギングやウォーキング利用者に配慮し、舗装や距離表示等のサインを整備します。

(2) 大型緊急車両の滞留を想定した防災機能の充実を図る

川崎富士見球技場の外周は、広域避難場所としての整備という観点から、消防車など大型緊急車両の滞留を想定し、舗装については十分な耐久性を確保するなど、防災機能の充実を図ります。

(3) 多様な競技場利用に対応した大型映像装置を整備する

既存の電光掲示板に替え、アメリカンフットボール等の競技や、各種イベント等、多様な用途に用いることのできる大型映像装置を1基整備します。

3-12 かわ Q ホール

(1) 既存施設の機能を活かし、富士見公園における多様な利用を推進する

かわ Q ホールは、最大収容人数 120 名を誇る多目的フロアから、少人数の会議室まで多種多様な用途に対応可能な機能を完備しています。川崎富士見球技場での試合時の選手の控室や、スポーツ教室、各種会議、研修会、講演会、展示会、即売会としての活用など、既存施設の機能を活かして、富士見公園における多様な利用を推進していきます。

3-13 ボール遊びコーナー

(1) ネットフェンスに囲まれたボール遊びが可能な広場を整備する

既存の市民広場や子ども広場で行われているボール遊びの代替地として、ボール遊びコーナーを整備します。また、施錠が可能な設えとし、夜間は閉鎖する等、近隣に配慮した運用ができるようにします。

3-14 クラブハウス

(1) テニスコート及び相撲場の運営に必要な機能を整備する

テニスコートと相撲場の運営に必要な、受付や更衣室、シャワー室、トイレ機能、休憩スペース、備品保管スペースを整備します。また、テニスの大会運営に必要となる本部機能と放送設備を整備します。

(2) 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入と木造・木質化を図る

脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電システムを導入するとともに、建物の木造・木質化を図ります。

3-15 テニスコート及び周辺

(1) 大会利用等のニーズを踏まえ 12 面のテニスコートを整備する

テニスコートは、大会利用等のニーズを踏まえ、ダブルス競技が実施可能な 12 面を公園北側に南北方向の配置で整備します。テニスコート内には、コートを 6 面ずつ分割できる開閉式のネットフェンス、全面をナイター利用できる規模の照明施設を整備します。また、コートは既存と同じ全面砂入り人工芝とします。

(2) 市民が様々に利用できる緑に囲まれた空間を整備する

テニスコートの周囲は、防風や遮光など、プレイしやすい機能的空間を確保するため、既存木等を可能な限り残し、必要に応じて補植を行うことで連続した緑の景観を形成するように整備します。また、必要に応じて量感のある植栽を行うとともに、ジョギングコース、ベンチ等を設置することで市民が様々に利用できる緑に囲まれた多目的空間として整備します。加えて、テニスコート北側の接道部は鬱蒼とした状況となっていることから、生育不良木や競合している樹木の間伐等を行うとともに、歩道に接するようにジョギングコースを配置するなど、一体となった空間整備を推進します。

(3) 富士見通りと公園北側を南北に移動でき、緊急時の大型緊急車両の停車スペースを確保する

富士見通りと公園北側を南北に移動できる動線をスポーツ・文化総合センター横に整備するとともに、市民が利用できる広場空間を整備します。また、大型緊急車両の滞留を想定した耐久性のある舗装とすることで、緊急時における大型緊急車両の通行や、停車スペースを確保します。

(4) 緑豊かなスポーツ活動を補う飲食施設を整備する

ジョギングコースやテニスコートの利用者、周辺施設の利用者の憩いの場として、レストラン等の飲食施設を整備します。

3-16 相撲場

(1) 土俵、屋根、客席を有する相撲場を整備する

相撲場は、富士見公園の多様なスポーツ振興の 1 つとして現状と同等規模の施設を整備します。また、相撲場用の更衣室やシャワー室機能については、クラブハウス内に集約します。

3-17 駐車場

(1) 施設利用者の利便性を考慮し、公園の南側・北側に駐車台数 360 台程度を整備する

駐車台数については、施設利用者の利便性を考慮するため、駐車場利用状況調査に基づき計 360 台程度の台数を確保します。また、空間の有効活用に向けて立体駐車場を整備し、集約することで、可能な限りオープンスペースを確保することとします。加えて、駐車場の配置は富士見通りから北側に平面駐車場、南側に立体駐車場とします。

(2) 多様な緑化手法を導入し公園の景観に配慮したデザインとする

南側の立体駐車場は、壁面緑化など多様な緑化手法の導入により、圧迫感の解消や、緑豊かな空間の創出や周辺の緑地・広場、労働会館等の近接する施設と一体的なつながりを確保します。

(3) 観光や大型イベントを想定し大型バスも利用可能な駐車場を整備する

北側の平面駐車場は、観光や大型イベントを想定し、大型バスも利用可能な駐車場の指定と大型車の通行を想定した舗装の耐久性を確保します。また、大型車専用駐車場として概ね 5 台程度の駐車スペースを整備します。

※駐車場配置及び台数の考え方（参考）

●駐車場配置について

平成 23（2011）年度「富士見周辺地区整備実施計画」において、周辺地区の共用駐車場として現行のテニスコートの複層化を行い、その下部に整備することを検討することとしていましたが、平成 27（2015）年度の検討において、上記の整備方法については、事業費縮減の観点で事業手法の再検討が必要となりました。検討の結果、膨大な整備費用が見込まれることを総合的に判断し、テニスコートの複層化の検討を取りやめ、平成 23（2011）年時点で共用していた富士見公園東側駐車場、競輪場からの返還地のほか川崎富士見球技場の西側・東側を南側駐車場と分散して平面駐車場を配置することとしました。さらに、公園内のオープンスペースをより確保するため、駐車場を集約することとし、公園北側に 1箇所、南側に 1箇所整備するものとしました。

●駐車台数について

令和元（2019）年度駐車場需要量調査の結果、現状ではイベントのある休日のピーク時においても既存駐車台数（309 台）が満車になることはありませんでした。また、再編整備による需要の増加量について、イベント開催やスポーツ利用による増加、再編整備を行う労働会館の附置義務台数等による増加を鑑みて、51 台の増加を想定し、必要となる駐車台数の想定を 360 台としました。なお、川崎富士見球技場の附置義務台数（30 台）は現行駐車台数の中に含まれています。

●駐車台数の振り分け

平面駐車場は、川崎駅周辺におけるバス駐車スペースの不足という課題解決のため、普通車の駐車場のほかに 10 台程度のバス駐車スペースを確保します。この分の面積を平面駐車場から控除すると、駐車可能な台数は 80 台と想定されています。したがって、残りの 280 台については、立体駐車場として整備するものとしました。

●イベント等での対応について

イベント等で駐車場需要の増加が想定される際には、公共交通機関の利用を促すとともに、近隣の民間駐車場が 290 台程度あることから、周辺への誘導を行って対応するものとします。

3-18 その他

(1) 駐輪場

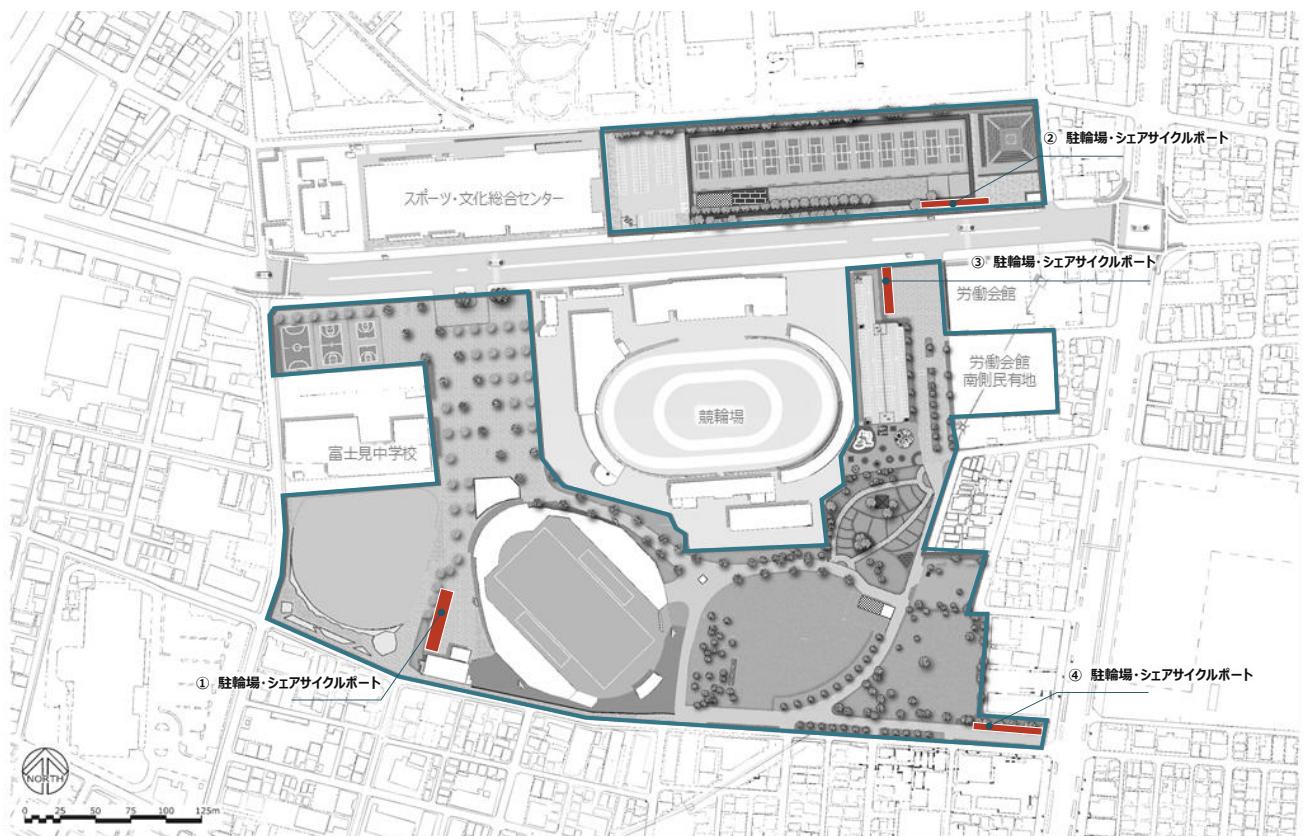
無秩序な駐輪によって、動線や利用スペースが圧迫されるのを防ぐため、自転車動線沿いに駐輪場を整備します。整備箇所は公園の出入口付近に4箇所程度とします。スペースがある場所に駐輪機能を集約することにより、歩行者と自転車利用者の交錯を最小限にするとともに、広場・園路等の利用スペースの確保に努めます。また、競輪場や労働会館といった近隣施設の附置義務分の自転車については、駐輪スペースをそれぞれ分担し合うなど、連携してスペースの確保を行います。

(2) シェアサイクルポート

来訪者等による観光施設間の回遊性向上や商業及び地域の活性化、公共交通の機能補完、放置自転車の抑制などの観点から、駐輪場と合わせてシェアサイクルポートを導入します。

(3) 労働会館南側民有地

推進計画では、富士見中学校の暫定グラウンドとして使用してきた労働会館南側民有地を含めた、公園区域のあり方について、令和4（2022）年度までに検討し、令和5（2023）年度から検討結果を踏まえた取組の推進を行うとしています。推進計画にて整理した内容を踏まえて、公園との親和性に配慮した空間整備となるよう土地所有者と協議を進めています。



駐輪場・シェアサイクルポートの配置イメージ

第5章 将来像の実現に向けて

1 整備後の利活用

推進計画に基づき、周辺のまちづくりと連携しながら、「都心のオアシス」として富士見公園の再生を図るために、整備後の利活用も重要な要素となります。そこで、富士見公園における整備後の利活用の考え方を具体化することにより、柔軟かつ多様な目的での利活用を推進し、賑わいの創出や魅力の向上に向けて取組を進めます。

様々な世代の人を惹きつけ、多くの利用者で賑わう憩いの場を提供することによって、地域の活性化や都市の価値の向上にも繋げていきます。

2 各ゾーンの利活用

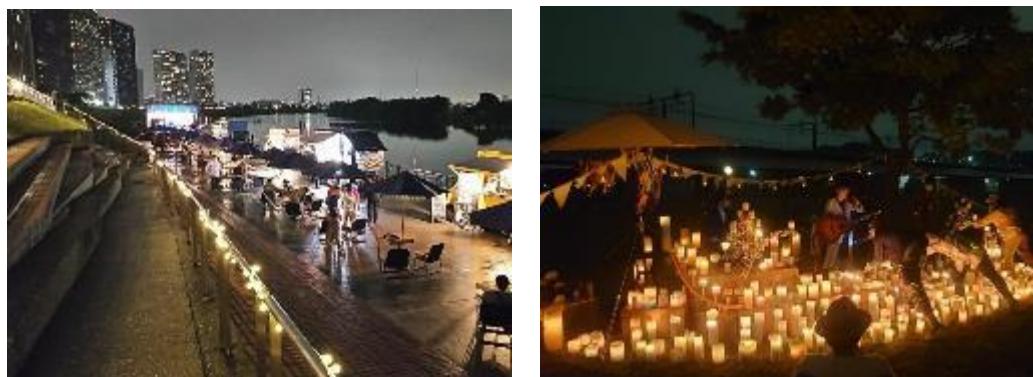
富士見公園再編整備のゾーニングに基づき、各ゾーンの利活用の姿を具体化しました。

2-1 交流の場となるエントランスゾーン・プロムナード

多くの市民が憩い、活動できる「富士見の顔」としてふさわしい広場となったエントランスゾーンでは、季節やニーズに合わせた多様なイベントの開催を推進します。また、高齢者から子どもまで幅広い年齢層に対応し、誰もが参加できるイベントや活動等を通じて賑わいの景観を創出します。加えて、夏場にはエントランス広場において親子で楽しむことができるイベントプール等、水による賑わい空間を形成し、夜間については、公園の賑わい向上を目的としたイルミネーション等のイベントを開催するなど、夜間においても魅力的な景観を形成します。



夏場のイベントプールの開催（福岡県北九州市 韶灘緑地）



社会実験「LOW MITSU PARK FES」
(幸区 見晴し公園)

キャンドルスケープ川崎
(中原区 多摩川緑地)

2-2 緑豊かなスポーツ・活動ゾーン

スポーツ振興及び健康づくりを目的として、かわQホール等の屋内施設を利用したスポーツ教室や、テニスコートなどの運動施設を活用した、各スポーツの大会・イベントの誘致や企画開催を行うことにより、活気と賑わいのある空間活用を図ります。

また、憩いの機能を充実させるため、富士見通りの北側には、テニスコートやスポーツ・文化総合センターの利用者の需要を見込んだカフェ・レストラン等の飲食施設や、テイクアウト等の物販施設を誘導し、新たな交流や賑わいの創出に繋げています。



スポーツ健康教室（川崎区 富士見公園）

2-3 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン

芝生広場では、公衆無線LANの活用や可動式のベンチの貸し出し、イベント的に設置された手作り遊具やニーズに合わせた移動型遊び場の設置等、運営上の創意工夫で様々な活用を推進するとともに、芝生広場に整備するテイクアウト利用も可能なカフェ等の飲食施設を、憩い、語り合うことができるふれあいの拠点として活用していきます。

また、芝生広場の一部に整備するインクルーシブな人工芝の広場は、ヨガ教室等のイベント開催やキッチンカー等の飲食機能に活用します。加えて、農と自然を体感する広場では、体験講座や活動を行い、農や園芸を通じた交流の場として活用します。



芝生広場と飲食施設
(東京都新宿区 新宿中央公園)



夜のピクニックデー
(多摩区 生田緑地)

2-4 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン

多目的広場では、防球ネットやナイター照明等を整備し、昼夜問わずに安全で快適な運動環境を確保することで、若者文化の発信など多様な活用を推進するとともに、時間を分けてシェアすることにより、富士見中学校のグラウンドとしても活用します。また、富士見球場では、富士見中学校の教育環境を向上させるとともに、引き続き広く市民に親しまれる野球場として利用していきます。



フットサル施設と多目的広場（東京都新宿区 新宿中央公園）

第6章 再編整備の進め方

1 基本的な考え方

富士見公園では、これまで公園南側において、指定管理制度を導入し、効果的な管理運営を進めてきました。

「緑・活気・憩い・ふれあいのある都心のオアシス・富士見公園」という将来像の実現に向け、今後は更に多様化する市民ニーズなどに対応し、質の高いサービスを持続可能な形で実現し続けることが求められます。

そのためには、民間活用（川崎版PPP）推進方針（川崎市・令和2（2020）年）の考え方のとおり、『民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用』し、『川崎市と民間が「公共」を共に担い、共に創り上げていく』必要があります。

そこで、パークマネジメント推進方針（川崎市・令和3（2021）年）の考え方に基づき、官民連携による適切な事業手法を検討し、民間活力の効果的な導入を進めます。

1-1 これまでの検討

令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて行われた、民間事業者を対象にしたサウンディング調査※や事業費の概算比較の結果、質の高い統一的な空間の整備と長期的な視野での投資、経営を目指す観点から、富士見公園全体を官民連携による事業の対象とし、その事業手法として、DBO、PFI、Park-PFI等の最適手法を選択するという検討方針が令和2（2020）年度に定められました。

※サウンディング調査：公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集すること目的とした、民間事業者と市との直接の意見交換による調査

2 再編整備の考え方

2-1 事業手法の検討

(1) PFI 手法^{*}の検討

PFI 手法により設計・建設から維持管理・運営までを一括して性能発注することで、維持管理・運営までも含めた長期的な視点に立った、民間の創意工夫を得た公園整備を推進します。また、一括発注することで、コスト縮減及び工期の短縮が可能となります。なお、代表される PFI 手法については以下のとおりとなります。

BOT 方式及び BOO 方式は、整備時に交付金の適用が受けられること、民間ヒアリングから長期間の施設所有におけるリスク不明瞭の観点から事業参入が難しいという意向があることから、本事業の手法としては、採用は困難と考えられます。

比較検討の結果、当事業においては PFI 的手法の DBO 方式と、PFI 手法の BTO 方式の活用が考えられますが、PFI 法に基づき設計から維持管理、運営までを一貫して性能発注することで、ハード面及びソフト面に対する多様な民間提案を最大限引き出すことが期待されることから、PFI 手法の BTO 方式に優位性があります。

代表的な PFI 手法

手法	事業方式	資金調達	設計・建設	建設費の支払い	維持管理・運営	施設の所有		民間ヒアリングでの意向	交付金の適用及び民間の税負担等
						運営中	事業終了後		
PFI的 手法	DBO方式	市	民間	引渡し時一括	民間	市	市	○	○ 適用可能 民間の税負担は発生しない
PFI 手法	BTO方式	民間	民間	引渡し時一括 もしくは割賦払	民間	市	市	○	○ 補助企の一括交付は可能 (割賦期間は適用不可) 民間の税負担は発生しない
	BOT方式	民間	民間	割賦払	民間	民間	市	✗ リスク不明瞭のため 参入は難しい意向	△ 補助金の一括交付は可能 (割賦期間は適用不可) 民間の税負担が発生する
	BOO方式	民間	民間	割賦払	民間	民間	— (契約継続または 解体撤去必要)	✗ リスク不明瞭のため 参入は難しい意向	✗ 交付金の対象ではない 民間の税負担が発生する

※PFI 手法：民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

(2) Park-PFI[※]の導入検討

飲食・物販施設等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設（民間収益施設）の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修を一体的に行う事業者を、公募により選定する制度であり、都市公園法上の次の特例が認められます。

PFI 事業における付帯事業として民間収益施設の設置は可能ですが、Park-PFI の都市公園法上の特例措置が適用できること、設置管理使用料の提案を受けられること及び民間事業者による特定公園施設の整備が期待できることから、PFI 手法による民間収益施設の設置よりも、Park-PFI を活用した方が市及び民間事業者双方においてメリットが高いと考えられます。

Park-PFI 導入に係る都市公園法上の特例措置とメリット

特例措置	メリット
都市公園法上の特例措置	設置管理許可制度の特例 設置管理許可期間は従来 10 年であるが、最長 20 年まで延長することができる
	建蔽率の特例 休養施設・運動施設等に認められている、建蔽率の上乗せ対象に、公募対象公園施設を加えることができる（便益施設は本来一般の公園施設の建蔽率 2 %の対象であるが、10 %の上乗せ部分の対象になる）
	占用物件の特例 看板、広告塔、レンタサイクルポート等が利便増進施設として占用許可の対象となり、事業者の収益性の向上に寄与する
設置管理に係る使用料の額	条例で定める額を下限として民間提案に委ねることが可能
特定公園施設（※）	必須で整備を求める施設の他、民間提案に委ねることも可能（全てを民間事業者が負担 or 公園管理者が一部負担） <u>※本事業では全てを民間事業者が負担することを想定している</u>

2-2 事業手法の決定

本事業においては、富士見公園全域において、質の高い統一的な空間の整備・管理運営と長期的な視野での投資、経営を目指す観点から PFI 手法（BTO 方式）を取り入れます。PFI 手法を取り入れることで、市が自ら実施する場合に比べ、建設費等で 8 %、維持管理・運営経費等で 5 % の削減を見込んでいます。また、飲食・物販施設等の公園の賑わいづくりに寄与する施設については、都市公園法上の特例措置の適用や、民間事業者の柔軟なアイデアやノウハウをより活用できる観点から、Park-PFI 制度を導入します。

2-3 事業の構成

本事業のうち、PFI 事業は、PFI 法の規定に基づき、民間事業者が富士見公園の再編整備に係る設計及び建設・工事監理業務を行うとともに、事業契約書に定める事業期間は、事業者を指定管理者として指定し、富士見公園の維持管理及び運営業務を行うものとします。

一方、本事業のうち、Park-PFI 事業は、都市公園法第 5 条の 2 に基づく公募設置管理制度（Park-PFI 制度）を活用します。Park-PFI 事業者は、富士見公園内において、賑わいと活気・魅力の向上への寄与が期待される民間収益施設の整備を行うものとします。

※Park -PFI: 都市公園を対象とする手法であり、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する手法です。民間の収益の一部を都市公園の整備に活用するため、公園管理の財政負担の軽減が可能となります。

2-4 管理運営の考え方

(1) 指定管理者制度の導入

再編整備後の維持管理・運営にあたっては、民間事業者等の柔軟な創意工夫やノウハウが発揮されるよう、指定管理者制度を導入します。

また、PFI 事業者を指定管理者として指定することとし、再編整備に係る設計・建設・工事監理業務から整備後の施設の維持管理・運営を一体の事業として実施することで、維持管理・運営を踏まえた施設整備が期待できるとともに、より効率的かつ効果的な維持管理・運営が可能となります。

(2) 利用料金制の採用

利用料金制を採用することにより、指定管理者としての自主的な経営努力の発揮や施設の運営・有効活用といった観点から、民間事業者等の柔軟な創意工夫やノウハウが発揮できる提案が期待できます。

なお、具体的な施設の利用料金については、条例に規定した上限額の範囲内において指定管理者が市に金額を提案し、市の承認を得て決定することとなります。

各施設の利用時間・利用料金の設定（案）

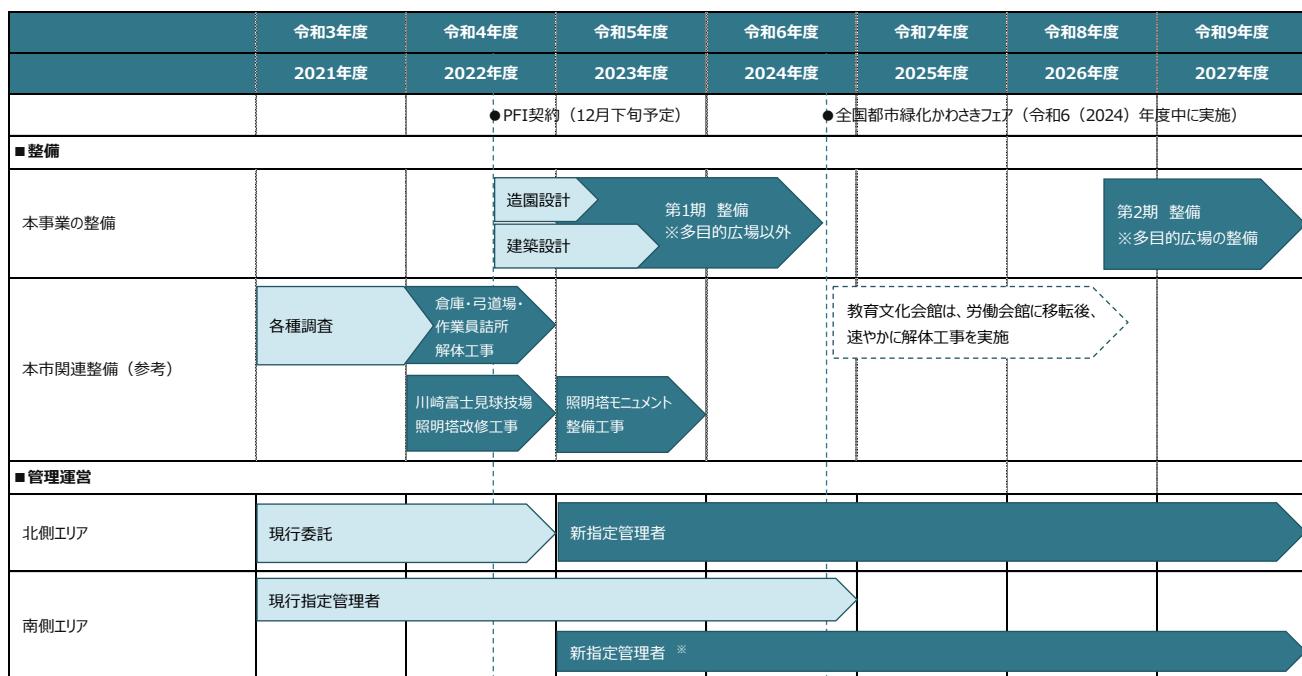
施設名	利用時間の設定		利用料金の 設定	備考
	整備前（現状）	整備後		
パークセンター	-	9:00～22:30	有	利用料金はシャワー室に設定する
多目的広場	-	9:00～22:00	有	
富士見球場	6:00～18:00	6:00～18:00	有	利用時間は季節により変更
川崎富士見球技場	9:00～22:00	9:00～22:00	有	
かわ Q ホール	9:00～22:00	9:00～22:00	有	
駐車場	24 時間	24 時間	有	
クラブハウス	-	9:00～21:00	有	利用料金は大会本部室、シャワー室に設定する
相撲場	9:00～17:00	9:00～17:00	有	
テニスコート	9:00～20:30	9:00～20:30	有	

3 事業スケジュール

令和4（2022）年度からPFI手法とPark-PFI制度を併用した公園整備を開始し、令和6（2024）年度に本市での開催を目指す全国都市緑化かわさきフェアまでに、多目的広場を除く整備を完了するものとします。

その後、令和9（2027）年度に多目的広場を整備し、富士見公園の再編整備を完了するものとします。

事業スケジュール



* 南側エリアは、段階的に現行指定管理者から新指定管理者へと管理を移行していく。